

令和元年12月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和元年 12月5日 (木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和元年 12月5日 (木) 午前 8時58分
閉 会 日 時	令和元年 12月5日 (木) 午後 2時52分
委 員 長	頓所 澄江
委員会出席議員	
委 員 長	頓所 澄江
副 委 員 長	小泉 晋史
委 員	加藤 久子 織田 京子 金子 雄一 橋本 稔 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 1 1 3 号	財産の減額譲渡について	原案可決
第 1 1 4 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 1 5 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 1 6 号	公の施設の指定管理者の指定について	原案可決
第 1 1 7 号	鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 1 2 1 号	令和元年度鴻巣市一般会計補正予算（第7号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)		(教育部)	
こども未来部長	永野 和美	教育部長	佐藤 康夫
こども未来部副部長	小林 宣也	教育部参与	野本 昌宏
こども応援課長	鳥沢 保行	教育部副部長	
こども応援課副参事	久保田明子	兼教育総務課長	岡田 和弘
子育て支援課長	伊藤 正一	中学校給食センター所長	谷 広明
保育課長	佐々木晴美	生涯学習課長	伊藤 和代
		教育部副部長	
(健康福祉部)		兼学務課長	大島 進
健康福祉部長	田口千恵子	学務課副参事	棚澤 大輔
健康づくり部副部長	細野 兼弘	学校支援課長	上岡 勝
福祉課長	川嶌 利徳	学校支援課副参事	池田 耕司
障がい福祉課長	新井 隆司	スポーツ課長	竹井 豊
障がい福祉課副参事	新島 政博		
健康福祉部参事			
兼健康づくり課長	清水 恵子	吹上支所副支所長	大澤 昌弘
介護保険課長	福島 光一	川里支所副支所長	神田 英昭

書 記 森田 慎三  
松岡 佐織

(開会 午前 8 時 5 7 分)

(委員長) ただいまから文教福祉常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。加藤久子委員と諏訪三津枝委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第113号 財産の減額譲渡について、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について、議案第117号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分の議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。付託されている6議案のうち3議案が公の施設の指定管理者の指定についてということから、平成30年12月定例会の常任委員会審査時と同様に指定管理者に係る審査につきましては、所管の課ごとにまとめて審査を行いたいと思っております。

それでは、審査の方法ですが、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思っております。この方法でご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 0 0 分)

◇  
(開議 午前 9 時 0 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

初めに、議案第113号 財産の減額譲渡について、執行部の説明を求めま

す。

（障がい福祉課長）おはようございます。議案第113号 財産の減額譲渡についてご説明いたします。

これは、本市が鎌塚3丁目に所有する土地及び建物について賃貸借契約により同所において障がい児等生活サポート事業及び移動支援事業を行う特定非営利活動法人レスパイトゆうに評価額より減額して譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

（委員長）これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

（加藤）何点かちょっとお聞きしたいと思います。

まず、1点目なのですが、譲渡するというふうなことなのですが、参考資料のほうで見させていただく中で、これは本会議の中でも何件か質問もあったかと思うのですが、まず1点は解体処分費相当額というのがありますよね、236万7,717円。これというのは、ちょっと私わからないから聞くのですけれども、解体をして、それで譲渡するというふうな内容になるのですか。ただ、この計算上こういうふうな、もし解体をしたときにはこれで、このもろもろのことを差し引いた中で、譲渡金額が272万1,227円ですよね。そういう内容の中で譲渡するということになるのでしょうか。まず、1点お聞きしたいと思います。

（障がい福祉課長）ただいまの質問についてお答えいたします。

不動産取引を行う上で、土地、建物一体評価を算出する際なのですけれども、経済的な耐用年数が経過した建物が存在する場合ですけれども、解体しなければ土地の更地評価を導き出せないということから、解体価格を減じて評価額を算出するということは一般的でございまして、したがって解体を前提とした売却ではないということになります。

以上です。

（加藤）算定する上でのということですね。では、これ築46年というふうなことで、かなり築数もたっているわけなのですが、では相手がそ

のまま使おうが、どうしても、それは構わない。普通こういう建物を、普通一般的に売るときには、もし私がこの家を売ろうとしたときに、建物を壊してしまって売ったほうが土地価格としては評価が高くなる。だから数百万かけて解体をしてから売る。その解体費用を除いても土地価格だけで売ったほうが高くなるみたいなので、そういう売り方って一般的にしていますよね。そういうのというのは余り関係ないというのではないのですけれども、そういうことではなくて一応解体処分費ということで、ここに計上されているというか、計算した中で算出しているわけですが、そういう一般的な私の感覚の中でのそういうことというのは余り関係なくて、解体すればこのくらい、なのでこれで譲渡するというふうな算出になるわけなのですか。

（障がい福祉課長）先ほどもご答弁させていただいたのですけれども、これはあくまでも評価を出すためのものであって、解体処分費を引くということは不動産鑑定評価からも一般的でございます。それから、この法人が長年福祉の、前所有者の遺言もあるとおり、この地で福祉活動をずっとやっているというので、このままあのところで、あの建物で福祉活動を続けたいということがありまして、この評価のほうを出して、この現況有姿ということで売買をいたすということになります。

以上です。

（加藤）いつからでしたっけ、これ。いつからやっていたのでしたっけ。今まで賃貸でとりあえずやっていた、貸して、そこで利用してやっていたというのですよね。例えば1カ月の家賃というのですか、1カ月当たりの家賃というのはどのぐらいで契約されていたのですか。

（障がい福祉課長）賃貸借契約が始まったのが平成13年の4月1日なのですけれども、その当時の家賃を決めた経緯というのははっきりはわからないのですけれども、年額6万円というような額で賃貸借契約を結んでおります。この6万円という根拠なのですから、当時の担当者ですとか、そういった者がもう全部退職して、詳しいことはわからないのですけれども、固定資産相当額が当時6万円だということで、あとは当時吹上町に障がい福祉サービスを行う事業所が少なく、障がい者の

行き場所がないということで、先ほど申し上げたとおり、前所有者の遺志を継いで福祉のほうに使っていただきたいということで、このような団体に低価格な家賃で賃貸借をやったというような経緯がございます。以上です。

（加藤）では、これってもう吹上町当時からの話ですよ、13年ですから。私もこういうことをやるということで、ぜひこういうことに使ってほしいというようなことで、そういう依頼があってというのは私ももちろん知っているのですけれども、では吹上町当時のときからこの金額は年間6万ということの内容で今に至っているという理解でよろしいのですか。

（障がい福祉課長）はい、現在もその金額でございます。

（加藤）それで、いろいろ算出した中で、272万ということなのですが、NPOでやっている中でこの200万というお金をどういうふうな支払い方法をするのですかというのは、そんなにもうけてやる内容の事業所ではないわけですよ。そういう中で、200万というこのお金を向こうのレスパイトゆうさんが出すに当たって、支払い方法というのはどんなふうになっているのでしょうか。

（障がい福祉課長）一般的にNPO法人といいますと無償ですとか、ボランティアというイメージが強いかと思われましても、これはあくまでもNPOというのは福祉だとか介護とか、そういった事業に適するような法人でございまして、決して利益を出してはいけないというような法人ではございませんけれども、そのようなことから今まで生活サポート事業、移動支援事業、それらに対する障がい福祉の給付費、そちらのほうでお金を稼ぐというのではないのですけれども、そのような対価を得て、そういった障がい者のために使う貯蓄といいますか、そちらのほうからの支出ということですので、この後、もし議決をいただけるということでしたら、速やかに売買契約等を結んで、今年度中に一括をもって支払っていただけるという予定になっております。以上です。

（加藤）この案件というのは、譲渡するとか云々でなくて、数年前に何

か議会でこの件が出たことがありましたよね。この建物についてどうするみたいなので。今までいろいろやってくださっていた、このレスパイトゆうさんが、では今後どういうふうになってしまうのだろうってちょっとご心配した気配があって、私もちょっと記憶も定かではないのですが、このあれで見て、ふと急に思い出して、あのときはどういうふうなことをしようというふうなことで議会にそんな話があったのでしたっけ。

（障がい福祉課長）これがなぜ売却になったかということなのですが、平成28年度に策定いたしました鴻巣市の公共施設等総合管理計画ということで、そこで当該施設は用途廃止ということで分類されて、そういったことがありまして、その中で理由としましては築46年を経過している、建物がかなり老朽化が顕著であると、安全性と利用実態と、それから公平性から市の改修実施を含めた今後の保有は不必要であると。一方で、また福祉活動への功績、それからここに通っていらっしゃる障がいのある方への配慮、そういったことから優先的にレスパイトゆうへ払い下げを検討するということになりまして、その上で交渉が調わない場合は退去して売却をするという方針でありましたけれども、今年度に入りまして売買の同意となったという経緯がございます。

以上です。

（加藤）公共施設のその計画の中で、用途廃止ということの中から出て来ているのですね。私も何かで出てきたなって思っていたのですが。では、これが議決された中で売買契約をしてということで、二百数十万で譲渡するというふうな内容になるわけですが、それは、ではこの金額的な面もこちら、レスパイトゆうさんのほうもその辺は承知の上でのもちろん議案提案というふうなことでの理解でよろしいのですね。それが一番やっぱり心配だったのです。その支払いに対してどうなるのかなということなので、そういうことよろしいのでしょうか。

（障がい福祉課長）今年度の6月にレスパイトゆうの総会がございまして、既にこの金額で合意を得ております。

以上です。

(橋本) 私もちよっと何点か質問させていただきます。

先ほど何で今減額譲渡する必要があるのかなと思ったら、先ほどの公共施設管理というところで、それはわかりました。きのうの本会議でもあったのですけれども、解体処分費相当額236万7,717円、これいわゆる前の憩いの何とかでしたっけ。憩いの部分を参考にしたということで、本会議でアスベストの計算がどうなのという話だと思いののですけれども、本会議ではアスベストの計算は入っていないということを聞いたのです。もしこれ解体するときアスベストが入っていた場合、それはどうなる。それは、もう知らないよという感じなのでしょうか。もっと高くなってしまいうわけですね、アスベストが入っている場合。

(障がい福祉課長) この解体処分費の見積りなののですけれども、アスベストが入っているという可能性があるので、そのような見積もりでこのような額が算出されております。

(橋本) これは、アスベストが入っている可能性あるという前提で計算した額ということですか。

(障がい福祉課長) 建物がかなり、築46年ということですので、当時の建物についてはほとんどアスベストが入っているということもありまして、あと憩いの家の解体したときにもアスベストが出ておりますので、そのような価格を準用してこちらの算出をしているということになります。

以上です。

(橋本) わかりました。

それとあと、法人が負担した修繕費用、これ協議により負担を市でやったり、そちらでやったって、これの根拠というのは何かあるのでしょうか。

(障がい福祉課長) 賃貸借契約の中に修繕を行う場合には市と法人が協議をして行うということがあるのではすけれども、当時吹上町の13年に、4月1日賃貸借契約を結んだときから、その当時から法人にそういった修理、そういったのをやっていただいたという経緯ございまして、現在もそのまま、合併後も引き続き法人に行ってもらっているという経緯ご

ざいます。

以上です。

(橋本) では、市で修繕費を負担したということはないということなの  
でしょうか。

(障がい福祉課長) ありません。

以上です。

(橋本) わかりました。

あと、これ多分46年とかなり老朽化しているとは思いますが、  
これレスパイトゆうさんってとても評判よくて、頑張っている  
と思うので、これからもやっていただかなければならないと思うので  
すけれども、これ建物も多分老朽化している。この後、この建物は建て  
直したりする予定があるのでしょうか。

(障がい福祉課長) 売却後なのですけれども、この建物を可及的速やかに  
レスパイトゆう側が耐震補強の工事を行って、施設に通っている障がい  
者の方に安全性を考慮したことでやるということで話がなっております。

以上です。

(橋本) あともう一点、利用契約者数110人って書いてありましたけれど  
も、これ通常毎日ほどのくらいの方が利用されているのでしょうか。

(障がい福祉課長) その日によっても違うのですけれども、110名の中  
には大体移送サービスというものがほぼ占めるのですけれども、恐らく  
10人から20人の間というのが推測をされております。

以上です。

(橋本) 最後に、あと1点は理事長の松本保子さんですか、この方の後  
継者とか、この事業を継続されるような方はいらっしゃるのでしょうか。

(障がい福祉課長) 今現在スタッフさんが19名おります。その中に19名  
の方がほとんど毎日出勤をされて、松本、この代表者と一緒に仕事をし  
ておりまして、後継者は育っていると市のほうは考えております。

以上です。

(諏訪) 大分よくわかりました。年間6万円の家賃で今まで借りて営業

といたしますか、サービスの提供をされていたわけなのですが、今回譲渡するに当たって事業者側としてはやはり多額な支出になるかなと私は思うのです。そして、引き続き固定資産税を払っていくというような、あとは建物の管理も含めて全部事業者が行っていかなければならない状況が続くということになるわけなのですが、それでも一応交渉が成立したということなのですからけれども、今後なのですからけれども、この建てかえ、先ほど耐震工事を行う予定なのだとということなのですから、こういったところに県だとか市の補助金というのは何か出る予定はありますでしょうか。

(障がい福祉課長) まず、先ほどの1点目の固定資産税なのですからけれども、これは地方税法の第348条第2項10の7に非課税の範囲というのが定められておきまして、社会福祉法に規定する社会福祉事業に供する固定資産ということで、これは非課税ということになっております。

それから、補助金のほうなのですからけれども、どちらの財団というのとはわからないのですけれども、そちらのほうの財団というところがありますので、そちらの補助金が考えられるということはありません。

以上です。

(諏訪) そうしますと、市としては障がい福祉サービスをやって、提供してくださる、長くにわたってやってくださっている非常に少ない事業所だと思うのです。やはりその財団の今後、補助金が利用ができそうだということなのですからけれども、築46年ということで、やはり安全な建物の供給というところではこの補助金の仕組みをやはりもう少し私詳しく知りたいなと思うのですけれども、ちょっと詳しい詳細はありますでしょうか。財団、どんなふうにしたら補助金が出るのか、幾らぐらいが出るのかというようなことを含めてなのですから。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時21分)



(開議 午前9時23分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(障がい福祉課長) 耐震工事の件につきましては、法人側が段階的に行っていくということはもう確認はとれておるのですけれども、NPO法人側が財団等を使ってその補助金を引き出して、それをやっていくことにつきましては、我々も調査研究させていただいて、今後情報提供をさせていただきたいと考えております。

以上です。

(諏訪) 耐震工事に関してはわかりました。建てかえるといったときにはどのようになりますでしょうか。例えば障がい者の施設を新たに新規で建てるときには県の補助金があると思うのですけれども、この建てかえのときにはどういった補助金があるのか、済みません。

(障がい福祉課長) レスパイトゆう側が建てかえるということはまずないということで、今の現在の建物を耐震補強して使うということを確認とっているのですけれども、建てかえるとなりますと諏訪委員さんがおっしゃるとおり多額なお金ということが出てくるかと思しますので、まずその辺の体力的な問題と、事業継続をするということで、そういったお金が出ていくと難しいということありますので、建てかえはないのですけれども、仮に建てかえるとしましてもそういった補助金というのは特にはないということは聞いております。

以上です。

(諏訪) 昨日、本会議場で、今回の売買の契約におきまして、転売禁止という項目を明記すると答えがありましたけれども、この転売禁止の期間、ずっとなのか、その辺をちょっと確認したいと思います。

(障がい福祉課長) NPO法人につきましては、財産については転売禁止というのが法律のほうで決まっております、これはずっともうそういうことになっております。

以上です。

(織田) 大体聞きたいことは出てしまったのですが、ちょっと何点かお聞きしたいと思います。

まず、利用者数が110人ということなのですが、先ほど移送サービスに10人か20人が一番多いという内容でしたが、大体使っている利用者って

どの辺から来ているのか、ちょっと場所、鴻巣市とか行田とか教えてください。

（障がい福祉課長） 110名の内訳を申し上げます。

鴻巣市64名、行田市36名、羽生市2人、熊谷市が8名、合計110名という内訳になっております。

以上です。

（織田）これは転売しないということに関してなのですけれども、解散した後は社協のほうへお渡しするという内容になっていると聞きました。解散して、このレスパイトゆうさんの建物を譲渡された後、社協さんが例えばこのもう築46年と古い建物なので、利用も余りできない、ちょっと離れているので、ここも使わないといった場合に、社協さん自身の考えで壊したり、土地を売却したりすることはできるのでしょうか。

（障がい福祉課長） 現在NPO側の定款には、解散時には社会福祉協議会にというふうに文言がありますけれども、その後は社会福祉協議会というのはご存じのとおり社会福祉の目的のためにある団体さんでございまして、そのように社会福祉協議会が売買したり、それらをそこにまた建物を使って事業展開するということは、今後社会福祉協議会が広く意見を聞いて、福祉のために使っていくということで考えております。以上です。

（織田）では、そのときは社協さんが社協さんたちの中の会議をして、これをどのような福祉のものに使うかということを使っていくというふうに考えてよろしいわけですね。

（障がい福祉課長） はい、そのとおりになります。

（金子） 何点かお聞きします。

今回財産の減額譲渡ということでございますけれども、このNPO法人ですけれども、長年貢献されたということですのでけれども、こういう譲渡に至るまでのNPO法人の見方ということで、評価ということで考えると、長年ということで、例えば何年以上とか、そういうふうな基準とかというのはあるのでしょうか。

（障がい福祉課長） 評価ということですのでけれども、かなり難しいことに

なってくるとは思いますがけれども、こちらとしましてはまず長年やっているという団体ではございますけれども、それについて福祉関係者の評判ですとか、それと実態、それから利用者さんからの苦情、そういったものも一切ございませんので、それらを勘案しますとこちらは優良な福祉団体ということに考えられると思います。ですので、評価となるとちょっと厳しいものが出てくると思いますけれども。

（金子）評価とか基準とかですね。

（障がい福祉課長）はい、特に。

以上です。

（金子）先ほど説明の中で、これ旧吹上町ということで、その時代から流れていると。今回譲渡に至るわけですがけれども、この譲渡というまでの流れというのは想定できたのか、できなかったのか。あと、このように流れになったということで考えると、それを寄附というか、されたときに、やはりこれ重要な案件ではなかったのかなと思うのですけれども、要は文書が不存在と、だから確かに文書保存規定とかいろいろありますけれども、皆さん全然知らなかったと、もう何もないと、聞いたところでということになると、行政としてどうなのかなというのが若干ちょっと気になったのですけれども、確かに文書保存規定とか何か永久保存とかいろいろ基準がありますけれども、そういう点皆さんはどういう考えで、これからのことも考えるとやっぱり長年続くこと、これ以外にもこういうふうな市の公有財産というか、あるかと思うのですよね。その流れとしてもやはりファイルか何かで置いておく必要もあるのかなと思ったのですけれども、その点どういうふうにお考えなのかちょっとお聞きします。

（障がい福祉課長）今回の案件ですけれども、確かに前所有者から福祉のために使ってほしいということで遺言があったと、それによつての当時の町長以下職員が福祉のそういった団体に貸して、これから事業を展開してくださいということはあったのですけれども、確かにこういったことというのは文書、金子委員がおっしゃるとおり、残すべきものだというのは、それは重々私どもも認識しておりますけれども、今回そうい

った証拠書類は確かに当時のものがほとんど残っていないということもありますので、これからこういったことについては文書保存規定という規定もありますけれども、そういったのを念頭に置いて考えていかななくてはならないものだというのは認識しております。

以上です。

（金子）今ご答弁ありましたけれども、皆さんはその譲渡されたときに福祉に使ってくださいというものも、それ文書か何かで残されていたのか、それとも口頭でありますとやはりそういうのが語り継がれて、この経過の中で皆さん記憶にあるということ、これがやはり文書であると非常に皆さんも共通した認識ができるかなと思うのですけれども、本当にメモ書きでも必要なかなと思ったのですけれども、その点いかがお思いでしょうか。

（障がい福祉課長）金子委員さんのおっしゃるとおり、これは重大なことだと思いますので、今後については私どももそういったことを踏まえて事務のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

（金子）あと、もう一点。この資料ですけれども、資料の裏面見ますと国道17号の、言ってみれば端ですよ、非常にいい立地条件かなと思ったのですけれども、この前のうち、17号に面しているところを見ると、何か空き地とかいろいろあるので、これ開発とか、今後の見込みとしてそれは当然ないということで私はもうそういう判断もされたと思うのですけれども、そういうふうな都市計の動きとか、そういうものがもし、あるのかないのか、それをちょっとお聞きしたいと思います。

（障がい福祉課長）この案内図のちょうど北側に空き地があるかと思えますけれども、ここ現在住宅メーカーの開発が入っております。ただ、こちらに、この周辺に社会福祉関係の事業所があるので、そういったことを開発部門には伝えてありますので、その点を注意して開発してくださいというのは福祉部門からは伝えてあります。

以上です。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第113号 財産の減額譲渡について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時35分)



(開議 午前9時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第114号から議案第116号までのこども応援課に係る3議案について、執行部の説明を求めます。

(こども応援課長) それでは、議案第114号から議案第116号の公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。関連がありますので、一括して説明をさせていただきます。

これらは、地方自治法第244条の2の規定に基づきまして、公の施設の設置目的を効果的に達成するため、それぞれの施設の指定管理者を指定するものです。それぞれ指定管理者の概要及び選定結果のほうも添付をさせていただきますので、参考にさせていただきたいと存じます。

本市におきましては、以前から川里地域や吹上地域では指定管理の制度を導入しております。また、鴻巣地域につきましては、本年度から神明放課後児童クラブ、中央放課後児童クラブの2カ所を指定管理によりますクラブ運営を開始したところでございます。そういった全てのクラブ

のほうに着実な運営が行われておりますことから、児童に適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、子どもの健全な育成を図るという放課後児童クラブの役割をさらに向上させるため、民間事業者の専門性やノウハウを活用することにより、きめ細やかな配慮と多様なサービスの提供を行うとともに、効率的な運営を図るため指定管理者の指定を行うもので、議案第114号の鴻巣市立鴻巣放課後児童クラブ及び鴻巣市立南放課後児童クラブは特定非営利活動法人子ども支援ホームを、議案第115号の鴻巣市立赤見台第1放課後児童クラブ、鴻巣市立赤見台第2放課後児童クラブ及び鴻巣市立箕田放課後児童クラブ、議案第116号の鴻巣市立あたご放課後児童クラブ、鴻巣市立笠原放課後児童クラブ及び鴻巣市立常光放課後児童クラブは特定非営利活動法人三楽を指定管理者として指定する議案を提出したものです。よろしくお願ひいたします。

（委員長）以上で説明は終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はございませんか。

（加藤）一気に全部で8校というか、8クラブですか、指定管理するわけですけれども、私自身は民間というか、そういうところの指定管理になるということに対しては、今までの吹上町の当時から民間でやっているということを見ている中で、逆にそういうことの内容はかえってすぐれているのかなど、職員が云々というのではなくても運営自体がいろんなことである程度自由さがあるというか、そういうことで、公立でやっていたところよりはいろんな面でいいのかなって思ったりしている面があるので、指定管理にすること自体はそんなにあればいいのですけれども、ただこの三楽さんの場合はかなり、全国に何百カ所やっているというふうなことと、今回もここでしますと6カ所ですか、三楽さんに指定するわけですけれども、ここも民間とはいえ三楽さんもそんなに本当にあちこち、経営というよりは運営と言ったほうがいいのかかわからないのですが、そんなに行き届くほどの団体というか、あれなのでしょう。まず1点お聞きします。まず1点、1つずつ。

（こども応援課長）まず、8クラブを何で指定管理にするかということ

なのですけれども、子どもの主体性を尊重しまして、子どもの健全な育成を図るという……

(何事か声あり)

(こども応援課長) 失礼いたしました。三楽の件につきましてご説明を申し上げます。

三楽なのですけれども、特徴といたしまして、衣食住が常に楽しくを基本理念としておりまして、生活習慣をきちんと身につけ、子どもたちが安心して楽しく過ごせる環境を整える、異年齢との交わりを持ちながら楽しく学ぶ、楽しく遊ぶという願いを実現するためにアットホームな雰囲気の中で子ども、保護者、支援員が支え合い、それぞれにとってよい関係をつくり上げる、異年齢の子ども同士が常に仲よくし、日常的に交流が持てるように、できるだけ異年齢合同のカリキュラムを考えるを基本方針としておりまして、児童にとって放課後児童クラブが第二の家になり、大家族で過ごすような放課後の支援をしているというようなことを目的にしているNPO法人ということになっております。

(加藤) 実際にやっているところの見学というか、視察というか、そういったところというのはもちろん行っていただけるのでしょうか。

(こども応援課長) 今年度特に夏休みの期間、長期限定期間児童クラブというのを開設いたしまして、そのときに三楽さんの施設のほう……屈巢ですね。大変に申しわけありません。訂正させてください。屈巢のほうで開設しておりまして、そのときに子どもたちの様子を見に行っただけですけれども、ちょうどそのときマジック同好会の方々がお越しになっておりまして、そのマジック同好会の方のマジックを見ながらそういった貴重な体験を、マジックの体験、楽しい体験ですね、そういった体験をしてもらったりですとか、あと長期と、ふだんの放課後児童クラブの子たちが合同で、三楽はバスを特別非活動法人の中で持っておりまして、そのバスを利用しまして、ガールスカウトさんにご協力をいただきながら飯ごう炊さんということを行っております。そういったことで、子どもたちが生活力を上げるという目的のもと、自分たちで御飯をつくると、そういった力を持ったりですとか、異学年の方たちとの交流、また児童

クラブの枠を超えた交流をして、貴重な体験をすると、そういったこともやられているというところの写真等も私、実際現場には行っていませんのですけれども、写真等を拝見させていただいて、楽しくやっているということをお聞きしております。

また、アンケート調査も行っているのですけれども、その中で保護者の方から放課後児童クラブは本当に子どもを預けるだけの施設ではなくて、いろんな体験ができる、そういったことで、子どももすごく楽しみにして、クラブに行きたいと言って行ってくれるので、大変助かっていますと、そういったようなお話も聞いております。

以上でございます。

（加藤）今夏休みの話が出ましたけれども、そういう意味では以前から吹上のほうでもやっていたところでは夏休み映画を見に連れていったりとかいろんなことをやっているという話も聞いているので、そういうやはり縛られない中でやれるというふうなことで、いいなというふうにさっき言ったのもそういう意味はあるのです。今回こんなに民間的なクラブになるわけで、去年は3カ所でしたっけ。夏の長期休暇のときに預かってもらうのが3カ所でやっていたのでしたっけ。今度こういうふうに三楽さんが受けて、先ほど屈巢のほうでですか、それをやっているという話の中で、これほどにやっているところであれば、それぞれのこのクラブ、それぞれの学校のところでの長期休暇といったときにも受け入れ態勢ができるようになるのでしょうか。

（こども応援課長）お答えをさせていただきます。

まず、今年度夏休みの長期限定児童クラブの関係なのですけれども、こちらのほうは4カ所で開催をさせていただきました。その目的というのは、夏休み期間、特に就労要件を下げまして、児童を夏休みは長時間保護者が家庭にいなくなってしまうということ、午前中からいなくなってしまうということ、ふだんの学校の授業があるときよりも長時間家庭で一人になってしまう可能性があるということ、就労要件を下げまして、夏休み期間だけ以前から鴻巣は特別なサービスということで児童を放課後児童クラブの受け入れをしておりました。そうしたことによりま

して、夏休み期間に急激に児童の数がふえるということと、ふだん放課後児童クラブを使っている方はもうずっと使っておりますので、クラブのルールとか、そういったものも身につけているという状況の中、初めてクラブを利用するという子どもたちが入ることによりまして、はしゃいでしまったりして中がにぎやかになってしまいまして、かなりそれが支援員さんのほうも仕事のほうも大変になってまいりますし、また安全、安心な放課後クラブを運営していくことがちょっと難しいということもございまして、夏休み期間だけ利用する児童につきましては別にその子たちに合った支援をすることを目的としまして、児童クラブを分けて、市内4カ所に新たに設置したという経緯がありますことから、それぞれのクラブで夏休み受け入れるというのは難しいというふうに考えております。

以上です。

(加藤) では、来年度も今年度と同じような形のそういう独自にというか、長期休暇のみだけのクラブをまた来年度もそういうことを考えているということになるわけですね。民間でこれだけやっていたら。以前は吹上地域なんかも夏休みも受け入れてなんてやっていましたよね。だから、いろんなそういう普通に行っている子どもたちを中心にそういうことが得られたわけですね。ふだん来られている方は長期ももちろん行くのでしょうけれども、長期休暇だけを利用される方のみを今、今年度4カ所というふうになったわけですね。以前に議会の中でもいろいろな質問があったりして、そういう4カ所って、鴻巣全体で4カ所ですから、それぞれで距離的にも遠い、夏休みのプールにもなかなか行くことができないとかってそういうふぐあいが出てきていたわけですね。1カ所に対して、だんだん子どもたちも本当に新1年生が上がってくる中で、大体今児童数が少なくても3分の2ぐらいはクラブのほうに行くという子がほとんどかなって思うのです。だから、大体常時児童クラブに行っている子がいて、長期休暇だけをお願いしたいという方は、一つの学校のクラブにしてはそれほどの人数ではないかと思うのですが、そういうことを考えたときにやっぱり地域、地域の学童で長期休暇

も預かっていただけるような形になったほうがベターなのではないかなというふうに思うのですが、運営するほうでは大変な面もあるかもしれないのですけれども、運営する側とやっぱり子どもたちを中心に考えたとすれば、やはり自分の行っている学校のクラブに行けたほうがより安心だし、安全であるかなというふうに思うのですけれども、今後はそのように考えて、これはこういうふうに民間を取り入れてやる中でもそういったことは考える可能性はないのでしょうか。

（こども応援課長）お答えをさせていただきます。

今後それぞれの放課後児童クラブで夏休み期間も就労要件を下げて受け入れることを考えているかというご質問でございましたけれども、まず放課後児童クラブの就労要件というのがございまして、こちらが週3日以上、1日5時間以上、午後3時まで就労しているというまず条件がございまして、3時以降まで……失礼いたしました。仕事をされているという条件がありまして、夏休み期間はその就労要件を緩和をいたしまして受け入れているという状況がございまして、そして、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、夏休み期間だけ利用される子が児童クラブを利用されたときにいろいろと現場が混乱してしまうということもありますし、何よりも放課後児童クラブに通っている子どもたちの中でクラブに行きたくない、そういった意見もあったこともございまして、こども応援課といたしましては、何よりも子どもたちの安全で安心な放課後児童クラブを目指しまして、前提に、子どもたちにとってどういった形が一番いいのかということをおきましても十分に検討、考えながら、どういった形が一番ふさわしいのかというのを長期限定期間、長期休業期間限定児童クラブ、そういったものの開設も含めまして、いろいろと検討していきたいというふうには考えております。

（加藤）やはり働くお母さんたちが朝送っていかなくてはならないわけですね。お迎えはまだ時間がお仕事終わって迎えに行くということで、多少なり気持ち的に余裕はあるかと思うのですが、朝のやはり出勤時間までに間に合うように送って、それからお仕事に行くというふうなことで、やっぱり自分の地域のクラブであればそんな時間かけないでも行け

るということだから、運営する側の大変さというのと預ける側の保護者の方の大変さとか、そういったこと、あと子どもたちがやはり普通の自分の行っている学校のお友達と一緒に、プールは、あれは授業でないし、強制でないので、任意なのですよね。だから、必ず行かなければならないということではないかと思うのですが、そうはいつでも夏休みに一応検定試験みたいなのがあったりとかという、そういうこともあるわけです。そうすると、やはりこっちのクラブに行っているのもうことし夏休みは一向に行けないという、4、5年生になっていて、ある程度もう泳げたりする子はいいかもしれないのですけれども、1年生に入って初めてそういう市に4カ所のところの、選んで行けるのかもしれないですけれども、その子たちは本当にプールは何にも、本当に学校に行つて6月ぐらいから始まってもなかなか水温だとか何だとかいろんなことがあって入れないですよ。それは授業の中でやるわけでしょうけれども、長期休暇の夏休みなどはそういう強制ではないというふうなことでしょ。うけれども、やっぱり子どもと同じようなことができるということがいいいのではないかなと思いますので、ぜひその辺も加味しながら、一番何を目的にやっていくかというふうなことを考えるべきだというふうに思うのですけれども、今、即どうというふうな答えはもちろん出てこないと思うのですが、去年初めてですよ、ああいうふうな4カ所にクラブをつくって、それぞれでそこを希望する子どもたちはそこに行くというふうなことが始まったわけですから、去年ではなくて、ことしですね。なので、その辺やはりそこに行き着くのにいろいろな考えたあげくそうなったのだと思うのですが、やっぱりもう一度考えてみるというふうなことをぜひともお願いしたいなというふうに思うのですけれども、いろいろ先ほども答弁にはあったのですが、では今その答えは課長さんの答えでどうします、こうしますということはもちろん出てこないと思うのですけれども。

では、ちょっと切りかえます。民間のほうになるというふうなことで、先ほど夏休みなどはそういうふうないろいろなことができるという、やっているというふうなことで、それは4カ所に選ばれた中でやっていたわ

けですけれども、ふだんの中でやはりどの辺までこの指定管理になった公的な今までのところと、今度は三楽さんなら三楽さんでやり方としてどの辺までの自由さというか、やれるものというのが今までと何か違う面というのは出てくる内容ってありますか。

（こども応援課長）お答えをさせていただきます。

放課後児童クラブにつきましては、国の運営指針がございます。また、本市の条例もございまして、そういった条例のもと全ての市内の放課後児童クラブは運営をしているということでございます。基本的な運営は全て一緒という形になります。その中でも先ほどもちょっとお話しいたしましたが、基本理念でありますとか方針、衣食住を楽しくですとか、また子ども、もう一個のほうの今回新たに指定管理をお願いいたします子ども支援ホームさんにつきましては、子どもたちがわくわくして放課後を過ごせるような、そういった児童クラブをつくりたいと、そういった基本理念がございます。そういった基本理念の部分ですとか、あと自主事業というのがございまして、こちらで三楽さんは先ほど申し上げましたとおりに飯ごう炊さん、ガールスカウトの皆さんとの交流ですとか、あと地域の方のご協力をお願いしましての餅つきですとか、そういったものも今後行う予定という話を聞いております。また、子ども支援ホームさんにつきましても、地元の企業とコラボして例えば大工さんの体験ができるような、そんなことも計画しているということですとか、何よりも特徴的なのは漢字検定というのを何かやられていると、希望される方にはやっていただくということなのですけれども、そういったものを無料でやっていただけるですとか、英語の授業をやっていただけるとか、そういったお話を聞いております。漢字検定につきましては、子どもたちが検定を行って合格することによりまして、自分に自信をつけていただく。自分に自信をつけていただくことで、周りへの優しさですとか、そういったものも芽生えてくるのではないかと、そんなような目的の中、しているというようなお話を聞いております。そういった部分がそれぞれのクラブでの特徴といたしますか、まさになってくるのかなというふうに考えます。

以上です。

（織田）まず、自分が質問する前に、今の課長のお答えでちょっと気になったことなので確認させていただきたいのですけれども、飯ごう炊さんとか三楽さんのほうはとていいと思うのですが、子ども支援ホームさんのほうは漢字検定を無料でしたり、英語を教えたりすることをこれからもやっていきたいという話でしたが、これって何か子どもの格差を生むということで、保護者の方からもしかしたら苦情が来たりしませんか。要するに放課後児童クラブに入れる必要もないうちのご家庭の方でも、児童クラブでそういうことをやってくれるのならうちの子もやりたいと、だけれども仕事していないから入れられないって、何かこれ不公平ではないということが、何かそういう声が出ないかなってちょっと今気になったのですけれども、この点はどのようにお考えでしょうか。

（こども応援課長）それぞれのクラブにおきましての特色のある事業ということでやっていただく予定なのですけれども、放課後児童クラブの皆様方には代表者の方に毎月1回なのですけれども、お集まりいただきまして会議を開催しております。その中で、さまざまなクラブについての現状ですとか、課題ですとか、そういったもの話し合いをする時間もっておりますので、そこでいろいろ情報交換をしながら、もしほかのクラブでもそういったことができるようであれば積極的に導入をしていただきまして、鴻巣市全体の放課後児童クラブの内容をそれぞれ高め合っていけたらいいなというふうに考えております。

以上でございます。

（織田）そうではなくて、もちろん質のいいところの、放課後児童クラブさんに質を上げていただくのはとても大切なことだし、親御さんも安心すると思うのです。ただ、それがマジックだったり、飯ごう炊さんだったり、体験とか遊びにつながることであったらいいのですが、漢字検定を無料ですとか、英語を教えるとか、これ勉強の域に入ってきてしまいますよね。これを全ての、今の課長の話だとそういうことも全ての児童クラブさんでもやってもらえるように会議でお話しするとか、平等にというようなお話でしたけれども、それをすると児童クラブに入ってい

る保護者の方と入れない保護者の方との間に格差が出てくるのではないのかなと、そこで苦情が出るということもちょっと念頭に入れていただいて、検定とか、英語ぐらいはみんな英語の歌を歌ったり、簡単な英会話を教えるとか、そういうの全然構わないと思うのですが、検定に関してはちょっと私ひっかかるものがあるのですが、ちょっと危惧なのですけれども、後々問題にならないように漢字検定の件だけはちょっと市のほうでも考えていただければありがたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

（こども未来部長）漢字検定を受検する、しないというのはもちろん保護者の方に任されていますし、その漢字検定の学習を取り入れていくということになりますので、その漢字検定に向かって学習を積極的に進めていくといいますか、それとはまた違うとは思いますが、また、ですが、私自身の考えでは漢字検定であれ、芸術活動であれ、全て体験も平等であると思っております。ですから、特別な芸術活動をこのクラブでやるということも学習に関することをやるということも全て平等な特色の中の一つであると思っておりますので、漢字検定に向けた学習をやったりとか、あとは英語の得意な方がいて英語を教えてくれるとか、飯ごう炊さんする、それからマジックを見る、ほかではマジックを見ていないわけですから、そういうことは全て平等なことであると考えております。以上でございます。

（織田）では、そのように考えているということですね。わかりました。次の質問に移ります。子ども支援ホームさん、今回8件の中で2件放課後児童クラブさんとっています。三楽さんのほうは6件指定管理とっているのですけれども、この数の差というのは従業員数も支援ホームさんは160人、三楽さんが196人ということで、36人の差もあるということなのですけれども、この入札というか、これを決めたときの際、この三楽さん6件、支援ホームさん2件になったその過程をお聞きしたいのですけれども。

（こども応援課長）では、ご説明をいたします。  
議案第114号資料というのがございまして、そちらにその審査項目と定数

配分が載っております。まず、1個目の子ども支援ホームさんなのですがけれども、こちらにつきましては特に、全部で4つの団体が申し込んでおりまして、その中で一番すぐれていたのが審査項目で指定管理者としての適性、それと施設の設置目的の達成に向けた取り組み、それと職員の体制というところが特にすぐれていたという形でございます。一方、三楽さんのほうにつきましては、その次の114号資料というところがございますけれども、赤見台第1、第2、それと箕田放課後児童クラブの指定管理者の選定の結果なのですけれども、特にこの4つの団体の中で一番よかったというところがサービスの向上に向けた取り組み、あと指定管理の業務に係る経費、収支計算の取り組み、それと管理運営に対してということでございまして、一番大きく違ったところが指定管理料、全て団体さんそれぞれすばらしい提案をしていただきまして、市と同水準、市で直営している放課後児童クラブと同水準のときは70点というような点数で評価をさせていただいたのですけれども、いずれの団体さんのほうもすばらしい提案をしていただきました。その中で特に子ども支援ホームさんにつきましては、そういった先ほどご説明した部分、三楽さんにつきましては、指定管理者に係る経費ですとか収支計算の取り組みのほうがすぐれていたということで、南と鴻巣のほうはそんなに価格点のほうは差が出なかったのですけれども、ほかの2つのグループにつきましては価格点で差が出て、三楽さんのほうが指定管理に選ばれたというような形、強いて言えばそういった形になっております。

(織田) 三楽さんは、この6件を鴻巣市で経営することについては何ら問題はないということですか。何かすごく数、ただ笠原、常光小学校あたりは人数が少ないので、それで数が多くてもできるのかなとちょっと自分的には考えたのですけれども、私がお聞きしたのはもちろんとれたということ、ここにも資料出ていますけれども、それだけ点数配分がよかったということで、とれたのわかっております。ではなくて、数に差がある、そこがどのような形でこのように6校と2校とに分かれたのか、そののところをちょっとお聞きしたかったのです。

(こども応援課長) 今のご質問にお答えいたしますけれども、まず初め

に、今回3グループに分けさせていただいたというのがありまして、これは児童クラブをある程度広域というか、近くにある児童クラブをまとめて運営することによりまして、支援員さんの配置ですとか、あと土曜日なんかは児童数がかなり、利用される児童数が少なくなってしまうことがございまして、少ない児童、例えば子どもが1人で、支援員さんが2人ということだと子どもも寂しいですし、効率的ではないということもありまして、そういった場合にはある程度まとまって、例えば3カ所で1カ所を土曜日児童クラブを開設するとか、そういったことができるように近くの児童クラブでグループをつくった結果、3つのグループにまず分かれたというのがございます。その中で、それぞれのグループごとに指定管理者の募集をした結果、このような三楽さんと子ども支援ホームという形が選ばれたという形になっております。

以上です。

(織田) よくわかりました。

それでは、ちょっとこの子ども支援ホームさんのほうは、営業所は川口なのですね。もちろん今まで入っていただいた支援員さんたちは市でやっていらした方はそのまま残りたい方は残してくださるというお話は聞いております。ただ、責任者はどのようにして決まるか、もしかしたら川口のほうの方が通ってこられるのか、それとも1カ月、2カ月鴻巣市の方とお話しして、その方にその責任者をやっていただけるのか、その辺何かちょっと聞いていたら教えていただきたいのですけれども。

(こども応援課長) 提案の中では、まず子ども支援ホームさんの本部がありまして、そのほかにエリアマネジャー的な者を置きまして、このエリアの担当ということでまず置くということでございます。また、今回の指定管理の募集の要件の中に鴻巣の中に事業所もしくは事務所、そういったものを置いて、何か災害があったときも対応していただけるような体制をとっていただくという前提がございまして、その点については大丈夫かなというふうに考えております。

以上です。

(織田) わかりました。安心いたしました。

最後に、委託料の算出の件ちょっと教えていただきたいのですが、今まで市のほうで経営していて、多分子どもの人数、それから支援員さんの人数、そういうもので計算していたと思うのですが、この委託という形、指定管理者になったときにはそういった子どもの数、それから今まで市で出ていた経費、そういうものを全部鑑みて算出していると思うのですが、どのような考え方で委託料って出しているのか、ちょっと教えていただけますか。

(こども応援課長) お答えをさせていただきます。

指定管理料につきましては、上限額ということでまずお示しをさせていただいて、このクラブを運営するためには、まず運営費がかかるのですが、その上限額をお示しさせていただきます。それに市の実際のそのクラブの決算額のほうも各団体さんのほうにお示しをいたしまして、その経費をもとにそれぞれを運営団体さんのほうで経費を算出していただいているという形をとっていただいております。

以上です。

(橋本) それでは、何点か質問させていただきます。

まず、この子ども支援ホームさんが160人で、三楽さんが196、これそれぞれ何校ぐらい受け持っているのか、ちょっとそれ教えていただけますか。会社自体。

(こども応援課長) 回数でございますか。

(橋本) いえいえ、担当している学校数。

(こども応援課長) 校数ですか、済みません。失礼いたしました。こちらの募集の単位にかかわってくるのですけれども、まず子ども支援ホームさんのほうは神明と中央の放課後児童クラブということで、こちら…

(橋本) いやいや、全国で。全国ですよ、これ。

(こども応援課長) 失礼いたしました。子ども支援ホームさんのほうなのですけれども、川口市で12カ所、戸田市で3カ所、蕨市で2カ所の放課後児童クラブを運営しております。また、三楽さんのほうにつきましてはさいたま市で9カ所、川口市、朝霞市で各3カ所、鴻巣市、蕨市、

行田市で各1カ所の放課後児童クラブを運営しております。

以上です。

(橋本) 支援ホームさんが平成20年で、三楽さんが平成20年設立で、かなり急激に校数をふやして、すごくいいところだと思いますが、さっき最初に費用のこと、委託料ですか、これは基本的に今まで市でやっていたものより安くなるのでしょうか、高くなるのでしょうか。それだけ教えていただけますか。

(こども応援課長) 放課後児童クラブは、まず最低限に支援員さんが支援の単位ごとに決まっているということをございまして、人件費のほうにつきましてはまた市と同等もしくは市よりもいい待遇でやってくださいというお願いをしておりますことから、その辺についての差はないというふうに考えておりますが、運営費の関係で例えば総務費的なものでこども応援課のほうで各支援員さんの給料の計算をしたりですとか、そういった人件費部分、総務費部分が広域でやられることによりまして、経済的に有利になってくる、安くなってくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

(橋本) わかりました。

あと、今までの既存の職員さんは希望すればそのまま雇っていただけるということですがけれども、先ほどいろいろ新しい、両方とも何かわくわくするようなホームにするということは、僕が見に行ったときかなりもうてんでこ舞いで、職員さんすごくもう、暴れている子がいて、その子を押しやるのも大変だし、どこか行ってしまおうしって、そんな状況で、新しく指定管理になって、わくわくできるようなところにするためには、例えば禁止させるとか、今までのそのままやるわけではないと思うので、そういったことは聞いているのでしょうか。

(こども応援課長) まずは、子どもたちに対しまして例えば指定管理に変わったから支援員さんがまるっきり入れかわってしまうということは大変よろしくないということもございまして、引き続きまして今いらっしゃる支援員さんについては優先的に受け入れていただくという形を

っております。さらに、来年度もし議決をいただければ初めて導入するということですので、それぞれの運営団体のほうも来年度につきましては本部から多目に人が来たりですとか、そういった形で対応していただけるというふうに考えております。

以上です。

（橋本）基本的に一つのクラブで、人数は今と変わらない人数ということとでやるということですよ。

（こども応援課長）支援員の人数ということによろしかったでしょうか。

（橋本）はい。

（こども応援課長）こちらは、国の方針ですとか条例によりまして、支援の単位というのがございます。こちら40人というのがまず1支援という形で、その中に支援員さんを2人という形で配置をしてみたいです。その基準をまず守っていただくのが前提でございまして、その中で、提案の中では例えば38人とか39人で2人で見るとするのはちょっと子どもたちにとって余りいい環境ではないので、うちの団体のほうでは3人つけていますとか、そういった提案もいただいております。

以上です。

（橋本）そういった支援員をふやした場合の費用はどちら持ちなのか。

（こども応援課長）その点につきましては、指定管理料の中でやっただくという形になりますので、市からその部分について新たに支出するということにはございませんが、仮に例えば障がいのあるお子さんが入られたとか、そういったときには加配というのがあるのですけれども、そういったのは協議の中でまた新たな支出ということと考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

（橋本）あと、夏休みイベントをやるとか、バスで行くという話もありましたけれども、こういった場合費用はその都度、その都度いただくということなのですか。

（こども応援課長）その自主事業の費用につきましては、実費分を徴収

してご負担いただくという形をとっているというふうに聞いております。

以上です。

(橋本) ちなみに、三楽さんの資料のほう、支店・営業所に支部って書いてありますけれども、これは支店ではない。支部。鴻巣支部なのか。資料のほうに支部と書いてありますけれども。支部。鴻巣支部ですか。

(こども応援課長) 三楽さんのほうは、それぞれの市で支部というような名称で行っております。

(橋本) 本会議でも田間宮、馬室はまだやらないという、ちょっとぼうっとしていたのですけれども、馬室、これはやらない理由をもう一度教えていただけますでしょうか。

(こども応援課長) 今回10カ所の放課後児童クラブのうち8カ所を指定管理にするということで、残りの2カ所、指定管理を考えていないところが田間宮の放課後児童クラブと馬室の放課後児童クラブということとなっております。まず、田間宮の放課後児童クラブなのですけれども、こちらにつきましては今回の台風でも被害を受けているのですが、第2のほうに旧の田間宮公民館の施設を使っているということで、かなり施設が老朽化をしております。まずは、施設の老朽化のほうをどうするかと、そういった面を検討していくのが今の段階でございまして、そういったことから、今指定管理を考える段階ではないということでございます。それと、馬室の放課後児童クラブなのですけれども、こちらにつきましても定員がかなり、面積定員というのが放課後児童クラブにはございまして、1人当たり1.65平方メートルというのがございます。こちらの面積定員を超えてしまっているという状況がありまして、その面積定員を、出席率もございまして、面積定員を超えてしまった日は近くにあります愛里巣という施設をご利用させていただきまして、そちらで子どもたちが過ごしているという状況がございまして、そういった定員の面をどうするかということを検討するのがまず先だと思っておりますので、今回指定管理の検討は行わなかったということです。

以上です。

（橋本）特に馬室は、私地元なのですけれども、これは将来的に建物を増設するのか、あとそういう予定とか計画はあるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

（こども応援課長）本市では、現在放課後子ども総合プランに基づく鴻巣市行動計画というのを令和2年から5年間の計画期間ということで策定をしております、その中で市内全体の放課後児童クラブにつきまして優先順位をつけてそういった面に対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

（橋本）この優先順位として、馬室はどこに。もうあと2校だけなのですよね。どこのところに入っているのか、ちょっとそれだけ教えていただけますか。

（こども応援課長）馬室以外にも例えば吹上地域では定員が本当にもういっぱいいっぱいという状況ですとか、中央の放課後児童クラブとかも定員がかなりいっぱいという状況がございます、そういったところで全体にどこがまず最初に対応が必要かというのを現在計画策定中ということでございますので、策定次第ご報告をさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

（橋本）それでは、あと選定方法なのですけれども、いつもいろいろなところでこういう選定結果というのを見せていただくのですけれども、まずこれ選定をしている人たちは誰が選定をしているのか教えていただけますか。

（こども応援課長）実際のこの評価をしているのはこども応援課のほうで評価をしております、その結果を選定委員会にかけましてお諮りするという形をとっております。選定委員会につきましては、副市長をトップとした部長級の職員の皆さんという形となっております。

以上です。

（橋本）そうすると、例えば三楽さんのこれは赤見台第1放課後児童ク

ラブ、115号のほうの選定結果なのですけれども、三楽さんよりAのほう  
が指定管理者としての適正というのが点数が高いのですけれども、ほか  
のところは、このコンマ4ですか、この差というのは何だったのか、具  
体的にわかりますか。

(こども応援課長) 冒頭にも申し上げましたけれども、それぞれの団体  
さん非常にいいプレゼンテーションをいただきまして、どこの団体がこ  
ちらのほう指定管理者になってもおかしくないということでございまし  
て、三楽とAの結果ということなのですけれども、指定管理者の適性とし  
て三楽よりもAのほうにさらに保護者へ、自主事業ですとか、そうい  
った面で三楽より、本当僅差なのですけれども、ちょっといい提案が  
ただけだという形でございます。

以上です。

(橋本) ちょっと一般的に考えると指定管理者としての適正が一番いい  
ところが一番いいのではないかと個人的に思うのですけれども。費用と  
か、この場合だと業務の経費が三楽さんのほうがいいということで、点  
数がいいとか。それってやっぱり、ちょっとこれいろんなところでこう  
いう選定を市でやっているの、ちょっと細かい分類があるのだとは思  
うのですけれども、ほかのところと比べるとこの指定管理者の適正とい  
うのがどうも気になるのですけれども、これってこの0.4というのはどの  
程度どこが違うというのをそれだけ教えていただきましょう。

(こども応援課長) それでは、Aが劣っていた点ということでご説明申  
し上げるという形よろしいでしょうか。

(橋本) はい。

(こども応援課長) では、まず要支援児童ですとか、障がい児の受け入  
れについて……済みません、ちょっとよろしいでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時20分)



(開議 午前10時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(こども応援課長) Aが劣っていた点ということなのですが、要支援児童、障がい児の受け入れについて……

(橋本) Aが劣っているのではなくて、指定管理者として適正なのはAのほうがいいので、このいいのは、この差は何ですかって、ちょっとそれをお聞きしたかったのです。トータルでは、合計したら多分Aが少ないのだと思うのですが、指定管理者の適正が6.4と6.0なので、この差は何でしょうかと。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時21分)



(開議 午前10時40分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開催いたします。

(こども応援課長) では、先ほどの橋本委員さんのほうからのご質問のありました件につきましてお答えをさせていただきます。

こちらの指定管理者としての適正の中で、利用者に対する情報発信の項目がございます。こちらのほうが三楽よりもAのほうが数多く情報を利用者のほうに発信していたということが差がついた要因となっております。

以上です。

(橋本) あと1点、先ほど今、市でやっているのが平均が70点と聞いたのですが、ということは平均が70点ということは70点以下のところもあるということで認識してよろしいのですよね。そうすると、指定管理者はほとんど市のやっているものよりすばらしいということで考えてよろしいのでしょうか。

(こども応援課長) 今回申し込みいただきました管理者につきましては、そういったことで捉えております。

以上です。

(橋本) 最後に、研修を支援員はたくさんやられていると本会議で言っていたのですが、その研修のときの当然費用とか、また当然人がいなくなってしまう、そういうときの補充とか、そういうのはちゃんと

してくれるということなのでしょう。

(こども応援課長) 研修につきましては、主に県が主催の研修会ですか、あと市が主催で行っている研修会ということで、研修会の費用のほうはかからないのですけれども、交通費のほうが発生してしまうということがございます。また、全体の支援員さんを対象としての研修会も行っているのですが、こちらにつきましては午前中とか放課後ではない時間に開催するという形をとっております。

以上です。

(諏訪) では、何点か質問させていただきます。

今回指定管理の制度をさらに広げるということで、8クラブに2つのNPO法人が申し出をして、そちらのほうでということなのですが、一応いただいた資料を見るだけだと、この三楽さんと子ども支援ホームさんの保育に対する理念等がちょっとこの資料だけだと伝わってまいりません。ですので、保育に対する理念だとか、あとは財務状況、職員体制に関してはここに入っておりますが、財務状況というのですか、経営の状況なのですか、そこをちょっと先に伺いたいと思います。

(こども応援課長) 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、理念の関係につきましては子ども支援ホームさんのほうは子どもたちがわくわくして児童クラブに来れるという児童クラブを目指していて、子どもたちが進んで指導クラブに行きたいというようなものを目指しているということでございます。三楽さんのほうは、衣食住ということで、子どもたちが自分たちで御飯を食べる力を身につけたりですか、そういったことで生活力を上げていくというのも理念の中に盛り込みながら、住ということで第二の我が家になるような、そういった放課後児童クラブのほうを目指しているということで聞いております。それと、財務状況につきましては、指定管理の審査項目の中でもそういった項目がございまして、両NPO法人さんとも長年他市で放課後児童クラブを問題なく経営されているという点から、財務のほうも一応今回提出していただきました計画の予算の資料等を拝見しますと適正に行われているというふうに捉えております。

以上です。

（諏訪）理念に対しては、今までもほかの委員さんが聞いていらっしゃって、何となくはわかるのですけれども、財務状況についてはこれちょっと県のほうのホームページ調べれば出てまいりまして、私もよくわからないのですが、企業会計の一般の貸借対照表などが出てまいりました。その中を見ますと、NPO法人ですので、利益を追求するという事ではないのかなとは思いますが、やはり非常に借入金だとか負債だとか結構あります。もう既にこの2者も立ち上がって5年以上たっているのですけれども、こういった財務状況をどのように市は判断材料とされたのかを一応ちょっと確認しておきたいと思います。

（こども応援課長）今回の選定に当たりまして、資料ということで財産目録ですとか、収支の全体の計算書とかも調査のほう、させていただいておりまして、内容を見る限りでは財務のほうもちゃんと行われているというふうに判断をいたしまして、今回候補者として挙げさせていただいたという状況になっております。

以上です。

（諏訪）私もちょっとよくわからないのですが、経営状況のことはよくわかりませんが、一応収入と支出の部に分かれておりまして、例えば子ども支援ホームさん、昨年、2017年から2018年の1年間の事業収入があるのと、あとは補助金の収入があるということで、これは1億694万5,470円が事業収入となっています。補助金の収入が2,000万ちょっとなのですね。この事業収入というのが内容的にどういったものなのかをちょっと一応確認をしておきたいのと、あとは支出のほうで先ほどもいろいろなイベントをやられていますよということなのですが、例えばバスでハイキングするとか、飯ごう炊さんするとか、そういったものは実際に利用される方の保護者の負担になるということだと思いたすけれども、イベント費なども一応計上されていまして、これが年間で254万円というように出ておりました、子ども支援ホームさん。それで、三楽さんのほうはどうかといいますと、三楽さんのほうは保育料の収入、これはですから実際に親御さんからの保育料ということだと思いたすけれ

ども、2,500万、補助金が9,400万、主に補助金ということですよ。あとは家賃収入ですか、ほかのこの三楽さんがやっらっしゃる何か貸し出しをしている収入、家賃収入252万と出ています。そして、では費用のほうはどうかといいますと、行事費が先ほどおっしゃっていたようなものに該当、子どもたちの行事にかかわるものかと思うのですが、こちらのほうが179万円、そして地代の家賃を払っていらっしゃるのですね。これがどういったものなのかちょっとよくわかりませんが、1,200万円。あと、賄い費が483万円と計上されているのですが、賄い費というのはおやつ相当のものなのか、この辺がちょっと、費目の詳細がもしおわかりであれば伺いたいと思います。

（こども応援課長）大変申しわけないのですが、余り詳しいことまではちょっと把握していなくて申しわけございません。賄い費につきましては、おおむねおやつ代とか、そういったものではないかというふうに考えております。それとあと、賄いですので、実際そこで支援されている方たちの食事も入っているのかなというふうに考えております。

それと、子ども支援ホームさんの事業収入なのですけれども、ちょっとかがった話では新たに放課後児童クラブの施設をつくってございまして、そちらのほうの補助金の収入があるというふうなお話を聞いております。支出のほうは、収入は多いのですけれども、毎年減価償却をするという形になりまして、何か収入のほうが多いようなふうに計算のほうでは見えてきてしまうというふうな説明も伺っております。

以上です。

（諏訪）今直営で行っているクラブで、もちろんおやつを出しているのですけれども、このおやつ代というのは実費だったと思うのですけれども、三楽さんは賄い費ということで年間483万円なのですが、これは要するに利用されている方からおやつ代の実費請求がないのか、それとも運営費の中で賄っているのか、ちょっとその辺もしおわかりでしたら伺いたいと思います。

（こども応援課長）市では、おやつ代ということで皆さんから月2,000円徴収しているということで聞いております。三楽さんのほうにつきまし

でも同じようにおやつ代ということで徴収しているという話は聞いております。

以上です。

（諏訪）先ほど、とてもイベント、行事が多くて、三楽さん、夏休みの長期のクラブを運営したときにそういったアンケートが、とてもよかったというアンケートが出ていたということなのですけれども、通常放課後児童クラブ運営をするに当たって市から指定管理で支出していくのですけれども、この中でそういった費用というのは捻出ができるのかどうかちょっと疑問なのですけれども、どこかを何かを抑えなければ今実際に吹上のNPO法人さんでやっていらっしゃるのですけれども、結構きつきつでやっているというのを伺っております。同じその指定管理料であって、片やこういったイベントがたくさんできる、またそれが保護者の負担になるということもあるかと思うのですけれども、その辺をどのように捉えたらいいのでしょうか。

（こども応援課長）自主事業につきましては、基本的には希望制ということで、希望される方が参加されているということで聞いておりまして、そのときにその実費相当額をご負担いただいているという話も聞いております。

それと、賄い費につきましても、職員等が参加するので、そういった部分のものも収入で入れまして、支出でも入れているという形で、こっちのほうでいただいた提案書のほうには出ておりますので、その実費相当額を会計の中に含むのか、それとも含まないのかというのは各運営によってちょっと変わってくるのかなというふうには思っております。

それと、なぜそういったことができるのかということなのですけれども、長年三楽さんのほうは先ほどバスを持っているという話もさせていただきましたけれども、そういったものが整っているという状況と、やっぱり運営がかなり大きくなるということで、そうしますとそういった部分で割ける人員のほうも市よりも規模が大きくなっているというふうに考えております。そういった面から、そういった自主事業ができるのではないかというふうに考えます。

以上です。

(諏訪) そうしますと、今2つの企業さん、業者さんなのですからけれども、このバックボーンというのですか、どちらも、何かほかの事業を行っているものがあるのかどうか伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時57分)



(開議 午前10時58分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども応援課長) 済みません、大変申しわけありませんでした。まず、三楽のほうなのですからけれども、放課後児童クラブのほかに放課後子ども教室も行っております。こちらが川口で4カ所、府中で1カ所、学習支援施設ということで埼玉県のほうで1カ所、何か行っております。それと、子ども支援ホームなのですからけれども、こちらも放課後児童クラブのほかに放課後子ども教室を1カ所、川口市のほうで開催しております。以上です。

(諏訪) 今お聞きした限りでは、どういったところが収入源になるのかがちょっとよくわからないのですが、子ども教室も、これもどちらかという自治体の事業ですよ。そうしますと、それも指定管理を受けているのか、あとは学習支援に関しても市の事業として請け負っているのか、いわゆる経営的なものから何か収入源となるようなものがちょっと見当たらないのですけれども、先ほど三楽さんなんかはバス持っているというのは大変なことだと思うのです。要するに大きな収入源となるものがあるのかどうかだけちょっと伺いたいと思います。

(こども応援課長) 基本的には、放課後児童クラブのほうを中心に各NPO法人さん行っているということでございまして、中には私立で、全く民設民営で行っているクラブもあるという話も聞いております。何が一番の収入減になるかと申しますと、定かではありませんが、ちょっとずつそういった運営費みたいなのを指定管理料の中からいただいております。その積み重ねのほうが入収入になっていたりですとか、施設とかつ

くる場合には先ほど申し上げましたとおり補助金も国から出ておりますので、そういったものを活用しているのではないかというふうに考えます。

以上です。

（諏訪）先ほど子ども支援ホームさんの平成29年度の事業報告書というものが埼玉県の方に出されていて、それをちょっと見ますと1番の事業の成果が書かれています。そして、学童保育事業の拡充に成功してきているという報告なのですけれども。そして、ただ課題としまして平成29年度ですけれども、市役所とのコミュニケーションがなかなかうまくとれず、今後の課題となるという報告書なのです。このことについて何かこちらで気づいた点、鴻巣市の方で気づいたり、その課題がどうなっているのかを確認はされていますでしょうか。

（こども応援課長）市役所となかなか連携がとれないというのが書かれているということなのですが、本市では子ども支援ホームさんの方には指定管理という形で放課後児童クラブの方をお願いするということでごさいます、あくまでも私たち市のほうがそういった連携の方を深めて行わないととても指定管理ということでいろいろと支障が出てくると思います。そういったことから、連携についての問題は特にはないのではないかというふうに考えます。

以上です。

（諏訪）ちょっと過去のもので申しわけないのですが、このときのうまくとれていなかった課題を子ども支援ホームさんには尋ねましたでしょうか。

（こども応援課長）今回の指定管理に関するプレゼンテーションの中では、そういった話特に出てこなかったもので、確認はしていないのですけれども、今委員さんの方からご指摘いただきましたので、今後そういったことでどういったことが課題になっているのか確認をいたしまして、対応できることにつきましては対応してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

( 諏訪 ) ぜひお願いしたいと思います。課題を残したまま、これ重要だ  
と思うのです。指定管理を受ける上で、市とのコミュニケーションがと  
れなかったと、平成29年度ですけれども、これがどのように解決できた  
のかをやっぱりまず指定管理の相手先としてするのであれば、確認は必  
要だと私は思いますので、ぜひ確認をしていただきたいと思います。

( こども応援課長 ) 済みません、先ほどの答弁につきまして、追加をさ  
せていただきたいのですけれども、子ども支援ホームさんのほう川口市  
の状況なのですけれども、民設民営で放課後児童クラブを行っている  
ということでございますので、また本市における指定管理とはちょっと状  
況が違うのかなというふうに考えます。

以上です。

( 諏訪 ) 先ほど橋本委員も評価表のことで質問されていましたが、  
私もこの評価表を見てもこれでこの事業者が優良なのかどうかという判  
断ちょっとつきにくいのです。点数だけなのです。この具体的な内容と  
いうのですか、書類選考の中でこういった点数をつけたのだと思うので  
すけれども、具体的にちょっと説明をしていただけませんか。例えば指  
定管理者としての適正というのは何をもって適正とするのかという  
ようなことだとか、あとはサービス向上に向けた取り組み、これは研  
修制度が整っているとか何かいろいろあるのかもしれないのですけれ  
ども、ちょっと具体的にどういったところで点数をつけているのかとい  
うことを伺いたいと思います。

( こども応援課長 ) まず、今、質問がありました指定管理者としての適  
正ということなのですけれども、こちらのほう細かい項目が3つ分かれ  
ておりまして、まずは放課後児童クラブのいろいろな関係法令があるの  
ですが、そういったものを理解して遵守する方策をとっているか、それ  
と利用者のニーズに即した運営とか事業が行われているか、それと3つ  
目としまして先ほどの情報発信の部分がございます。それと、サービス  
向上に向けた取り組みの部分につきましては、放課後児童健全育成事業  
への熱意とか意欲とか、そういったものを最大限に発揮する内容があっ  
たかということ、細かく申し上げますと放課後健全育成事業のほうに

目標とかあるのですけれども、そういったものに対する計画についての考え方、あとは支援が必要な子どもたちとか障がい児の受け入れについての考え方ですとか、あと発達段階に応じた遊びや生活についてどんな考え方を持っているかということと、あと自主事業の内容を評価するという形となっております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、やはりこれは市が行う事業で、もちろん法令に基づいた事業であるので、法令遵守がまず最初に来たということかと思うのですけれども、熱意だとか、そういったものに関しては非常に主観的なものになるかなとは感じています。そうしまして、今回この2者を選んでいるのですけれども、この職員の体制が三楽さんが196人、そして子ども支援のほうで160人ということなのですけれども、結構手広くやっているところだと思うのですけれども、今回8クラブを指定管理にするに当たって、現在そこで直営で雇用をしている支援員さんたちの今後はどうのようにしていくつもりなのか。本会議場でもそのまま一旦退職をして、転籍のような形を考えているというふうに向っているのですけれども、支援員さんの賃金や年収をちょっと先に伺って、それを上回るものに考えているのかどうか、一応確認をしたいと思います。

(こども応援課長) 先ほどもちょっと申し上げましたけれども、子どもたちにつきましては継続した支援、同じ支援員さんによる支援が何よりも必要かなと考えておりますことから、今回の仕様書の中に支援員さんのほうが放課後児童クラブを引き続き行いたいといった意向がある場合には、市と協議の上、その意向を優先させていただくという内容は盛り込んでございます。そのほかにプレゼンテーションの中でもあったのですけれども、そのときの職員さんへの賃金等につきましては、市と同等か、もしくはそれ以上のものを考えているということでお話のほう伺っております。

以上です。

(諏訪) 現在の支援員さんの賃金、時給ですよね。とおおよその年収、高い人と低い人の額をちょっと伺いたいと思います。

(こども応援課長) 現在の時給なのですけれども、常勤の放課後児童支援員ということで、資格のある方が平成31年4月現在で1,110円、支援員の資格のない方が1,090円、それとパートですとかアルバイトの方で資格のある方が960円、資格のない方が940円という形となっております。以上です。

(諏訪) 年収で一番高い方と低い方の年収を伺いたいと思います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時05分)



(開議 午前11時06分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(こども応援課長) 済みません。年収ということなのですけれども、うちのほうで把握しているのは先ほど申し上げました時給ということで、それは支援員さんによってそれぞれ何時間働いたかによって差が出てまいりますので、ちょっと正確に申し上げることが今できません。

それと、年収なのですけれども、任期付きの職員につきましては職員課のほうで予算のほうを執行しておりまして、そういった関係からこども応援課では現在把握していない状況でございます。

以上です。

(諏訪) 今回指定管理になりますと、一旦解雇ということになるわけですね。支援員さんが解雇されるということになるのですが、実際に解雇されることでどのような不利益が支援員さんにかかるかを伺います。

(こども応援課長) 臨時職員ということで、毎年毎年雇用のほうを市でも継続しているという形となっております。今回とりあえず市からは離れて、もし現在の放課後児童クラブに残りたいといった場合で、今回の議案のほうをご議決いただいた際には、市の職員ではなくなるということなのですけれども、そのときには身分……現在市が出している手当とか給料とかの同程度か、もしくはそれ以上のものを行いますということでお話を伺っていることから、特に不利益はないのではないかなというふうに考えております。

もう一つつけ加えさせていただくのですけれども、今回が民間、指定管理に変わるということで、先ほど委員さんのほうから解雇というふうな言葉があったのですが、市ではそれは解雇ではないというふうに捉えております。そちらをつけ加えさせていただきます。

以上です。

（諏訪）解雇ではないということなのですが、実際皆さんいつも更新をされて、子どもたちに変わらない支援ができるようにされているのが現状ではないかなと思うのです。実際に、ですから市からはやはり雇いどめということに私はなるかなと思っているのです。不利益が全くないということなのですが、有給休暇なんかはどんなふうになるのでしょうか。

（こども応援課長）有給休暇等につきましては、ちょっと今回の提案の中ではお話はなかったのですけれども、やっぱり労働基準法とかに定められておりますので、そういった法令を遵守して有給休暇を定めていただくとしますし、仮にそういった法令を遵守していない場合には市が指導できるという形になっておりますので、そういったことで対応していきたいというふうに思います。

以上です。

（諏訪）今直営で働いている方々の有給休暇は、年度内に消化ができる見込みなのでしょうか。

（こども応援課長）来年度指定管理への移行もあることから、現在働いている方たちには有給休暇のほうをもし残してしまった場合には、移行されてしまった場合には使うことができなくなってしまいますので、使われる方は有給休暇を取得してくださいというお話をさせていただきました。

以上です。

（諏訪）有給休暇をきちんととれるようにしていただくことはとても重要なことだと思います。

あとは、現在の支援員さんたちが新たな法人に雇用をされることで生じる利益、また保育にどのような影響があると思われますか。

（こども応援課長）新たに指定管理に変わったことに対しましての不利

益でございますか。利益でございますか。利益につきましては、例えば三楽さんとかは障がい者の関係ですとかは元校長先生ですとか、そういった専門的な対応ができるチームが本部のほうにいらっしやって、ちょっと支援が必要な子どもたちに対する放課後の接し方につきましている。いと市でもそういった対応はしているのですけれども、さらに素早くそういった対応ができるのが利益であろうかなと思いますし、広域でそれぞれのNPO法人さんのほうが放課後児童クラブを運営してきたノウハウですとか、そういったものを新たに自分たちが今まで知らなかったようなものが自分たちの身につけられるというのが利益になるのかなというふうに考えます。

（諏訪） 答弁漏れです。それが保育にどのような影響を与えるか。

（こども応援課長） 失礼いたしました。保育に与える影響なのですけれども、とりあえず支援員さんたちは今までと変わらない方たちが残っていただけたところもあると思いますので、そういった部分では急激に保育が変わるということはないと思うのですけれども、ただ先ほど申し上げました自主事業等は今までよりも選択肢がふえてくるのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

（諏訪） そうしますと、現在の支援員さんたちの評価が70点でしたでしょうか。支援員ではない。事業のクラブの全体の内容が70点。でも、マンパワーで実際には保育をしているわけですから、現在の支援員さんたちが新たな法人に雇用されて、今までと大きく違う保育ができるのかどうかと思うと、急激に変わることはないとお話しされたのですけれども、そうしますともし私が法人の代表だとすれば自分たちの保育に対する理念があるわけですよね。その中で、その理念に基づく保育ができる人なのか、できない人なのかというのはすごく重要なことだと思うのですけれども、せっかくその法人に雇用されて、理念に基づいた保育が提供できる支援員さんになれるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

（こども応援課長） 本市の支援員さんたちも長年培ったノウハウ等があるかと思います。そういったノウハウを生かしながら、それぞれのNP

○法人さんの理念に合わせた保育に徐々に変えていくのではないのかなというふうに、子どもたちに影響のない範囲で徐々に変えていくのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）私も何人か支援員の方とお話をさせていただいたりしております、やはり実際にその方々はやっぱり指定管理になるというところではとても不安を抱えています。それと、こういった保育をしたいと思ってもなかなかできない。先ほど橋本委員も見学されたら、もうばたばただったと。やはり人員の配置が国基準ではなかなか思うような保育ができないのが当然なのかなと思うのです、40人に2人の配置ということなのですけれども。その辺で、では法令遵守で新たな指定管理の法人が行って、そこがどのように解決されていくのか、今までの支援員さんの数と余り変わらないと思います。本部から例えば元校長の方が研修にいらっしやったり、お手伝いに来たりするのかもしれないのですけれども、そこが4月1日以降どのように同じような人員配置で、同じような支援員さんのもとで大きな変化というのはどういったところを期待しているのか伺います。

（こども応援課長）今回の指定管理の提案の中では、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、40人に必ずしも2人ということではなくて、状況に応じて例えば38とか39人であっても3人支援員をつけるという話はいかがっております。また、一概に国の基準は40人に対して2人ということなのですけれども、本市の児童クラブの中でも例えば支援が必要な子どもがいた場合には加配ということで、支援員を1人ふやしたりとか、そういった対応もしておりますので、状況に応じた対応をしていただけると。さらに、民間の今回プレゼンテーションいただいた方たちには、40人に対して必ずしも2人ではなくて、状況に応じて人数をふやしていきますという話を伺っております。

以上です。

（諏訪）済みません。最後に伺いますけれども、子どもたち、あとは保護者への影響、指定管理になることでどのような影響があるのか伺って

おきます。

（こども応援課長）例えば何か入退室システムというようなものを取り入れている団体さんもございますので、子どもが放課後児童クラブに来たときに自動的に保護者の方にメールが、今入りましたということで届いたりですとか、今までよりもそのメールを使いまして、情報発信もできるということでございますので、保護者と児童クラブの間の情報交換がスムーズにいくのではないのかなというふうに思います。また、自主事業のほうもふえてきますので、そういったことを選択する幅は広がってくるというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）最後にと行って、申しわけありません。先ほど広域で3クラブを1つの事業者が行うということなのですが、例えばこちらのクラブでちょっと欠員が生じたから、そちらのクラブから人員ちょっと回してくれないかとか、そういったことがあり得るのかどうかを伺います。

（こども応援課長）人員の配置につきましては、現在の直営の児童クラブでも例えば体調不良とかで急に対応ができないという場合もございますので、そういった場合に多く支援員さんがある程度施設をまとめることによりまして、対応がスムーズにいくのではないのかなというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）そうしますと、この広域の中で同じ、例えば三楽さんなら三楽さんの中でぐるりと回すというような、支援員さん、こっちが足りないから、しばらく1カ月こっちに行ってねというようなことはないと思っています。いいのでしょうか。

（こども応援課長）その辺は会社の、各法人さんの中の基準の話になってくると思うのです。ですので、どうなるということは正確には言えないのですが、仕様書の中にも継続した支援が必要ということがうたわれておりますので、基本的にはそういった対応を、支援員さんが急にかわってしまうとあって、そういった対応はしないのではないかなというふうに考えております。

以上です。

（諏訪）ないかなではなくて、一つのクラブとの契約になるわけですから、当然そこには何人の配置があってという、そういった契約になると思うのですけれども、私が申し上げていたのは一事業者が3つのクラブを管理するわけなのですけれども、例えばAというクラブが人員がちょっと足りなくなってしまった。Bからちょっと支援してもらおうのだというようなことは、例えばBのほうが少し1名多く配置していたとします。そしたら、その1名がAのほうに1カ月だけ行ってねというようなことはしないと思ってよろしいでしょうか。

（こども応援課長）その辺につきましては、市の直営のクラブでも例えば病気になったりして対応ができないというときには、長期間ほかのクラブから対応するというところで行っていただいている事例もありますので、まずは放課後の子どもたちの居場所の確保をすることを優先していただいて、運営をしていただくようにということで市からは指導していきたいというふうに思います。

以上です。

（金子）議案が114号が、これは指定管理者の指定のほうで公のところの施設が2カ所、115号が3カ所、116号がやっぱり3カ所、計8カ所でございますけれども、さっき言ったグループ分けということで、近いところということで各議案についてはまとまっているのかと思うのですけれども、先ほどの中で田間宮と馬室は今後ということで、建物とかいろんな問題があるということでございますけれども、何か考えるところだとこの2校は近くであると。そうすると、将来的にはその2つ一緒にやってしまったほうがいいのかと個人的には思うのですけれども、あとそれと令和6年までがこれ皆契約の期間ですよ。4年間と。ですから、令和6年度、6年というか、令和5年度までが期限ですから、6年度に向かっている方向づけが、どのような方向づけができるのかちょっとお伺いいたします。

（こども応援課長）今回の指定管理者の指定につきましては、一応市内全ての指定管理の切りかえを合わせたいということから4年間というこ

とでさせていただいておりますので、今後その4年迎えるまでの間にどういった形がとれるのか、グループ分けも含めましてまた再検討して、総合的に判断をさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

（金子）わかりました。

次が、言ってみればこのクラブのトラブル防止対策ということで、児童にしても保護者にしても、あと児童の中でも学年間とかいろいろあるかと思うのです。そういうものについては、この指定管理された方が研修を受けたり、いろいろなノウハウがあって、それで学ばれて配置につかれるとは思いますが、例えばそういうトラブルとかの防止ということで考えると、指導マニュアルみたいなものでやはり統一したもので、それであったほうがよろしいのかなとは思いますが、そういうマニュアル的なものというのは市のほうで用意されているのか、それとも自分たちの独自のノウハウで行われるのか。できれば、一定の水準というものがあるかと思うのです。その上に立ってやはり高度なものがあればいいかなと思うのですけれども、その点いかがでしょうか。

（こども応援課長）そういった細かな点につきましては、国の運営指針の中に述べられておりますので、そちらをもとに運営していただけるというふうに考えておりますが、さらに今回の提案の中では日常における安全管理ですとか、そういった部分につきましてもそれぞれの法人ではどういったことをやっているかというのも報告していただきまして、確認をさせていただいているという状況でございます。

（金子）この選定結果、各号を見てもみますと、その中で115号と116号につきまして三楽さん、これが同じであると。同じでいいのか、同じであるのか。というのは、こちらが115号が3校対象にと。片一方が大きい、小さいとか、数抜けたものもあるのですけれども、片一方は2校であると。そういうふうな数の違いもあるのですけれども、全く同じなのですよ。だから、同じものを使用したのも一つの考え方かなと思うのですけれども、選定の仕方ということで考えると。それと、115号は4者、これが全部ですね。116号については2者ということで、数の違いもあるし、

ちょっと分かれるのかなと、私的に思うとそういうふうに思ったのですけれども、その選定の経緯ということで、経過ということで説明お願いしたいと思うのですけれども。

(こども応援課長) 済みません。選定なのですけれども、プレゼンテーションにつきましてはそれぞれの団体ごとに1回ずつということで伺っております。選定書類につきましては、そのグループごとに選定の書類は出しているという状況でございます、今ほかのところと比べまして2カ所となっているということなのですが、そちらは比較的児童数が少ないクラブですので、運営団体にとりましての魅力がちょっとその辺で違ったのかなというふうに捉えております。

以上です。

(金子) 次が、仮に、115号と116号の三楽さんですけれども、大きい組織で、非常に安定して、今までも実績があるということでございますけれども、万一潰れたとか、そういう場合につきまして、そのほうの善後策というか、そういうふうな対応策ということではもう、仮ですけれども、お考えとか方向づけとかというのはなされていらっしゃるのかお伺いします。

(こども応援課長) 仮にそういったことが起きた場合には、市の直営ということで対応させていただきます。

(金子) 直営で、その期間の間とか、それとも年度の間とか、そういうふうな内容でございましょうか。

(こども応援課長) どういった形で行うかということもあるのですけれども、仮にまた指定管理にすることであれば、次回その指定管理者の選定をするまでの期間は市のほうで直営で運営していきたいというふうに考えます。

以上です。

(金子) ちょっとこの指定管理者見ますと、さいたま市と川口市と、我がまち鴻巣がないのですよね。ちょっと寂しい思いなのですけれども、これはA、B、Cというふうになっていますけれども、鴻巣の現状というのはいかが。その状況というのはどういうふうな形で、捉えるかと言

っては変ですけれども、現状はどうなのでしょう。わかる範囲で。このA、B、Cだけなので、ちょっとどこの企業とか、どこのまちのとか書いていませんので、答えられる範囲で結構です。

(こども応援課長) 今回の指定管理につきましては、地元のほうからの応募ということで、1カ所だけあったということなのですけれども、選定に当たりましてそのプレゼンテーションの中でこちらのほうが魅力的な提案をしていただいたということでございまして、そういった結果となってしまう、その魅力的な提案というのが先ほどからちょっと何回も申し上げているのですけれども、広域な部分で放課後児童クラブをやることによりまして、市の中だけで行っているよりもさまざまな事例を対応とか、自主事業を計画したりですとか、そういった面でちょっと差が出てきてしまったのかなというふうに思います。

以上です。

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪) そうしましたら、議案の114号、115号、116号の反対討論を行います。

学童保育は、何よりも継続性、安定性、専門性が最も求められる事業です。5年ごとの指定管理では、継続性が保たれない、いつ経営不振に陥るかもしれない民間事業者では安定性が図れないと考えます。41名の支援員に何ら責任がないばかりか、2020年度からは当市においても会計年度職員の制度が始まるわけなのですが、賃金面では現在の非正規雇用より処遇は改善されるはずであるにもかかわらず、突然の雇いどめというようなこと、許されるわけがありません。新たに指定管理を請け負う事業者と雇用の約束がされ、今まで以上の賃金で今までどおり子どもたちの保育ができると言われても、例えば5年後にその事業者が引き続き指定管理を継続するか、雇用の継続が約束できるのかがわかりません。地方自治体の本務は福祉の増進です。学童保育という福祉の根幹に当たる子育て事業を指定管理することは、子育て日本一をうたった鴻巣市の

やるべきことではありません。市が責任を持って運営することこそ、学童保育の目的が達成できます。学童保育の大切な役割を担っている指導員の確保のためには、生活できる待遇の改善が必要です。子どもたちが安心して放課後や土曜日、夏休みなど、豊かな遊びや生活が保障できるよう市が責任を持って運営することを求めて反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第114号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立鴻巣放課後児童クラブほか1施設となっておりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数でございます。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第115号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立赤見台第1放課後児童クラブほか2施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第116号 公の施設の指定管理者の指定について、公の施設は鴻巣市立あたご放課後児童クラブほか2施設となりますが、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第117号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について執行部の説明を求めます。

(子育て支援課長) 議案第117号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情

報の提供に関する条例の一部を改正する条例の提案説明を行います。

これは、国の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号利用法の一部が令和元年5月31日に改正され、個人番号の利用事務に母子保健法による母子健康包括支援センターの事業の実施に関する事務が追加されました。番号利用法の利用事務に追加されたこの事務を実施するため、市の同一機関内での個人番号の利用が必要な場合については条例で定めることとなっていることから、条例の別表第2に利用する事務と特定個人情報を追加するものです。よろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(諏訪) ただいまの個人番号の利用に関するものということなのですが、2019年5月31日に番号法の改定があったということなのですが、その改定の内容をちょっとかいつまんで教えていただきたいと思います。

(子育て支援課長) 答えいたします。

番号法の改正は、大きく2つございました。1つは、番号利用事務の追加できる事務が母子保健法の母子健康包括支援センターに関する事務が追加されたということと、補正議案にも上げているのですけれども、もう一つが乳幼児の健康診査の情報が市町村間で連携ができる、そして市民の方がマイナポータルが見られるような状態にするという形で改正がありました。ですので、利用事務の追加と情報連携ができるという改正でございます。

以上でございます。

(諏訪) 補正予算のほうにも乳幼児健診のことが書かれています。母子健康法に追加されるということでしょうか。それで、済みません、この行政の事務に今回条例改定をすることで影響はどのようにあるのでしょうか。

(子育て支援課長) 特に今も現実に、今回影響が出てくるのは産後ケア事業でございまして、産後ケア事業につきましては課税状況に応じて利用料金を頂戴をしております。その取る場合については、今現在利用者

から承諾をいただいて、課税情報とか生保情報を見られるという規定を位置づけておりますので、今回条例を改正したとしても利用者とか市民生活に何か大きな影響を及ぼすということはありません。

以上でございます。

（諏訪）そうしますと、行政事務に大きな影響がない。ただ、今までは産後ケアを申し込みをされた方の情報というのは、その都度ご本人にその課税状況を出してもらったり、調べたりしますよということを行っていたということですよ。それが必要なく個人情報、課税情報が取れるということでしょうか。それが行政事務の大きな変更点でしょうか。

（子育て支援課長）現在も今お客様、利用者から承諾をいただいて、あなたの課税情報を見るという承諾をいただいておりました。今回利用事務に追加されても、それは変わりはありません。

以上でございます。

（諏訪）そうしましたら、なぜこの個人番号をここに入れ込むという作業が必要になるのでしょうか。

（子育て支援課長）番号法の9条の規定で、番号法で利用事務に定められたものについて市役所内で連携をする、使うという場合については、きっちり条例で位置づけなさいよという規定がございますので、それに基づいて、条例に基づいて市民の方にちゃんと周知をしていくというところでございます。

以上でございます。

（諏訪）そうしましたら、番号法を変えたのは何なのかを、ちょっと済みません、分野外かもしれませんが、なぜ変えたのかを伺いたと思います。

（子育て支援課長）上位法の番号利用法、国の法改正でございますので、手前どものほうではそこまでちょっと把握はしておりません。

以上です。

（諏訪）そうしますと、今条例を改定しても今までの産後ケアを新たに利用される方々の情報を取る上でも、一応ご本人に課税状況を確認しますよと承諾を得てというところでは何ら変わらないわけですよ。市民

にとっても特別にこの条例の改定が大きな影響があるわけではないということの理解でよろしいのでしょうか。

(こども未来部副部長) 従前は個人情報の条例に基づく目的外利用ということで、根拠としてはそれを根拠にして情報を得ていました。ただ、本人の同意ということで、こういう情報を使いますよというのあわせてご本人からは同意のほうをいただいて、丁寧に説明をしていたということです。今後につきましては、先ほど課長が言いましたけれども、番号法の9条の第2項の規定に基づいて、利用事務ですので、条例化をしなければいけないわけです。条例化をすることによって同一の庁内の中で連携ができるということなのですからけれども、あわせて今後も住民の方には番号法に基づいてこちらの情報を見ますよというようなご案内はする予定であります。

(橋本) ちょっと確認なのですけれども、母子健康包括支援センターというのは、済みません、鴻巣市に、ちょっと私は勉強不足な、どこにあるのでしょうか。

(子育て支援課長) 母子健康包括支援センターは、吹上保健センターにあります。同時に子育て支援課内にあります子育て世代包括支援センターも母子保健法に基づくセンターでございますので、鴻巣子育て支援課のほうに1カ所、それで吹上保健センターのほうに母子健康包括支援センターという名称で1カ所、合計2カ所ございます。

(橋本) これマイナンバーを利用するということで、母子健康手帳とか、そういう交付のときにマイナンバーを利用すればすぐできますよという、そういうことで考えてよろしいのですか。

(子育て支援課長) 妊娠届の届け出のとき、いわゆる母子健康手帳の交付のときにマイナンバー書いていただいているのですけれども、これは災害があったときのために、目的としては災害の場合にあったときに被災者台帳の作成に関する事務で主に使われています。

以上でございます。

(橋本) もうちょっと詳しく。初めて災害ということで、災害のときに使うということで考えていいのですか。

(子育て支援課長) そのような趣旨で、さっき母子健康手帳交付時っておっしゃっていたので、母子健康手帳交付時に書いてもらうマイナンバーは災害時の台帳作成に使われるというところでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありますか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

(諏訪) 先ほど個人番号の法律が変わったのはなぜかと。当然お答えになられなかったのですが、私の反対とする理由は安倍政権がマイナンバーの仕組みをさらに広げたいということと、国民がカードを使わざるを得ない状況にしていくということで、今必死です。国民健康保険証も今度マイナンバーカードとあわせるというようなことが論議されています。ですが、マイナンバーカードを保険証として使ったにしても、患者にとって何のメリットがないのですよね。むしろカードを持ち歩くことで盗難だとか、そういった紛失のリスクが高まります。そういった中で、マイナンバーのこの事務をふやしていく、今お伺いした限りでは、特別大きな行政事務、それから利用する市民にとってもこの母子保健法に基づいたものの中での個人カードの利用に関しては特に何ら影響がないと私は思いますので、これに関して反対といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決をいたします。採決は挙手で行います。

議案第117号 鴻巣市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 4 3 分)



(開議 午後 零時 5 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

補正予算の項目が大変多いので、質疑につきましてはおおむね1人30分を超えない程度にまとめていただきますようご協力のほうお願いいたします。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(諏訪) では、何点か質問させていただきます。

まず、19ページの障がい福祉課ですが、重度心身障がい者の医療費の窓口支給、窓口払いがなくなったことによる補正予算というふうに伺いましたけれども、人数的にどのぐらいふえたかというのをわかりますでしょうか。

(障がい福祉課長) ただいまの質問に対してお答えいたします。

31年の4月から現物給付を全年齢に拡大したわけですがけれども、これによりまして……これ人数でしょうか。人数ですか。人数ですと、少々お待ちください。

(委員長) そのままどうぞ。

(障がい福祉課長) では、お答えいたします。

全体的な人数というのは、特に変更はないのですけれども、無償化になるか、現物給付になるか、償還払いになるかという差ですので、人数等は変わらないでそのまま推移をしております。無償化ではなくて、済みません。現物給付になったということです。今までかかれなかった人たちというのが、当然今度は無償で、現物給付ということになりますの

で、そういった方々というのが今度は医療機関でかかるよということになりますので、登録者数というのは特には変わってはこないのですけれども、推移はないのですけれども、かかってくる人たちが今度は現物給付ということでかかりやすくなったということになります。

以上です。

（諏訪）かかりやすくなった。そして、実際に医療機関にかかっているも、手続きがちょっと面倒、現物給付でないと後から要するに還付請求をする、償還請求をするということで、その部分でちょっと面倒だったりするとやらないということもあったかなと思うのです。それで、今回ふえたのかなと思った。金額的に結構大きいものですから、人数に変更があったかどうか伺いました。

あと、その下のレスパイトケアなのですけれども、こちらのほうもデイ、ショートの利用がふえているということなのですが、レスパイトケアのできる医療機関が多分そのまま、まだかなと思うのですが、この医療機関を今後ふやしていくというか、提供できるような試みはどのようにされていますでしょうか。

（障がい福祉課長）こういった重症、超重症の方々のレスパイトの受け入れる施設というのがなかなか限られておりまして、現在お使いのところが4カ所使っているという実績があるのですけれども、使っている方々からもっと近くに施設がないかなという声というのは聞くのですけれども、なかなか医療的ケアを扱う業者さんというのがなかなか出てこないで、今後市としましてもこういった事業所さんをできれば手を挙げてもらいたいというお話というのは鴻巣、北本の自立支援協議会もしくはその他の会議等でお願いはしているところでございます。

以上です。

（諏訪）ことしの夏だったと思うのですけれども、市内でチャレジョブさんという通所をされているところに私たち市議員の方に声をかけていただいて、見学をさせていただきました。その中で常時在宅酸素をしなければならないような方も通所をされているということで、自家発電機でしょうか、のご要望なんかがあったのですけれども、そういったとこ

ろの補助金というのでしょうか、そういったものの支援というのは市として、また県でどんなものがあるのか伺いたと思います。

（障がい福祉課長）自家発電機ですけれども、昨今災害等もこういう時代ですので、なくてはならないものというのは市としても認識はしているところがございます。また、そういった避難所関係ということも関連出てきますので、それは重々こちらも認識をしておるのですけれども、特に今のところそういった補助金というのはないというのが現状でございますので、今後とも市としましてはその辺を研究をしてみたいと思っております。

以上です。

（諏訪）23ページの保育課さんですが、今回備品購入で午睡ベッドを公立の保育所に全て設置ができたというふうに伺っておりますけれども、今後民間への設置などはどのように考えているのか伺います。

（保育課長）今回整備する午睡ベッドにつきましても、ひなちゃん子育て応援基金を活用してということになっております。ですので、その活用については今後検討していきたいと、その基金の活用について検討していくということになるかと思えます。

以上です。

（諏訪）あわせて、午睡ベッドの保管場所も今回計上されておりますけれども、保管場所というのはどういったものなのでしょうか。

（保育課長）それぞれ押し入れ等がありまして、そちらのほうに台車ごと保管をしてはいるのですけれども、今回の修繕につきましても押し入れの中段の棚を、高さを変えたりとかということで、台車そのまま入るような形の修繕を予定しております。

以上です。

（諏訪）25ページです。中段の子育て支援課ですけれども、先ほどもマイナンバーを使っただけの情報連携をするためのシステムの改修ということでございますけれども、これは補正予算が通ったら、いつぐらいからやって、いつごろまで、工期でしょうか、を考えていらっしゃるのでしょうか。

(子育て支援課長) 補正予算が通った後には、1月から3月にかけてシステムの改修を行う予定でございます。

以上です。

(諏訪) 多分費用的には…

とって、こちらのほう

は基本的には…

ございますが…

(マイク、マイクの声あり)

(諏訪) ですが、システムの改修の内容というのはどの程度のものなのでしょうか。

(子育て支援課長) 国のほうで標準レイアウト、国が示したレイアウトというのがございますので、そこに合わせた形でシステムを直すと。今独自で、市町村独自でみんなばらばらでやっておりますので、国の中間サーバーに合った形でレイアウトを整えるという改修でございます。

以上です。

(諏訪) システムのことよくわかりませんが、中間サーバーに合わせた形のレイアウト仕様ということで、各自治体がそれぞれのレイアウトを持っている中で集中してやっていくということなのですが、今後もういったことがこの今回の乳幼児の健診以外にも要するにシステムの改修が行われていくのかと思うのですけれども、ほかの事業で。そのときの今回この139万3,000円なのですけれども、そのシステムの改修費として金額として一つの事業者との多分ずっと契約において行われているかと思うのですけれども、金額的に例えばほかのシステムを使ったときにはどうなのかというような検討はされたことはあるのでしょうか。

(子育て支援課長) 今使っているベンダーさんをお願いをして修正をするのですが、価格の妥当性ということを委員さんはおっしゃっていると思うのですけれども、国のほうでも補助基準ということで人口に対してこのぐらいの改修費がかかるだろうというふうな基準を示しております、その範囲内におさまっているということから、価格については妥当があるのかなと思っております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、その補助金額、ある程度国から示されていると

ということで、通常民間の会社だったりするとこういったシステムの改修に関してはやはりより精査して、何社か見積もったりして、費用を抑えたりするということがあるのですけれども、国で補助金額が示されていますと、業者さんというはそれに見合ったものの費用を提示してくるかなと私は思うのですけれども、ほかの自治体では今回のこういったシステム改修でどのぐらいの費用を計上しているかというのはわかりますか。

（子育て支援課長）他の自治体でどれぐらいの費用を計上しているかというのはちょっとわかりません。

以上でございます。

（こども未来部副部長）済みません、ちょっと補足して説明させていただきませうけれども、まず複数の会社から見積もりをとったかというお話があったかと思うのですけれども、今課長のほうからあったように、今健康管理システムというシステムを使っているのですけれども、基本的なシステムの場合の改修に手が入ったときにはどうしても責任の区分の明確化ということで、他のメーカーが手を挙げてやった場合に、それが原因で壊れたかとか、そういう責任の明確化の区分というのができないのです。そのために物の性質ということで勘案して、随意契約ということでそのシステム開発会社と契約をするというのが一般的なシステム改修時の考え方になっております。それで、他の会社の見積もりというのは特に徴取はしていないというところがまず1点ございます。

それと、今回そういった形で今のシステム開発会社と契約をする予定なのですけれども、その見積もりの金額が妥当かというところの考え方なのですけれども、今課長が申し上げたとおり、国の基準というものが示されております。その金額をまた業者との交渉の材料に使って、実際の業者の積算というのは実はもうちょっと高い金額だったのですけれども、国の考え方、基準ということがあることから、その基準の範囲の中で改修をやってくれということで交渉をいろいろした結果、その基準額で合意をして、今予算を計上させていただいているという経緯になっております。

（諏訪）今システムの改修に関しては、1社ですっとお願いをするような形になるということはわかりましたけれども、その運用なのですけれども、メンテナンスを含めての運用、例えば今回は入力作業が入るよとかいうようなときには、やはり同じ事業者をお願いをするということになりますか。

（こども未来部副部長）単純な例えばデータ入力、一般的なデータパンチ入力というような作業かと思うのですけれども、そういった場合には競争させて、情報システム課のほうで毎年債務負担行為をとって業者選定をやっているという実態があります。ですので、その業者でなければできないというような明確な理由があれば随意契約の何号でしたっけ、4号か3号であったかと思えますけれども、そちらにのっとして随意契約をさせていただくと。そうでなければ、一般的には競争ということが入札をさせていただいて、契約をしております。

（諏訪）そうしますと、今回このシステム導入、改修をします。そして、これを実際に使うときなのですけれども、健診ですよ。4カ月、1.6カ月、3歳児の健診のときに、この健康管理システムに何らかの情報を入れて、要するに内容をきちんとしておくということになるかと思うのですが、要するにこの入力項目が少しふえるわけですよ。そういったところでは、どんなふうに、今がどうなっているのかわからないのですが、この新たな3回の健診時における入力というのはどういったところで行っていくのでしょうか。

（子育て支援課長）まず、各4カ月、1歳6カ月、3歳児健診ということで、問診表をまず使って健診を行います。その結果を入力をするのですけれども、紙で書いたアナログのデータをパソコンに入力していくという形になります。今委員さんのおっしゃっていた国の基準と、うちがやっている基準で所見とかが、うちは5段階であったり、国は6段階とかいろいろまちまちな部分がありますので、これから来年度からやる健診に向けて国に合わせた評価項目とか、あと今やっていない、測定してしない項目とかを実施していくということが生じてきます。

以上でございます。

（橋本） 7 ページの債務負担行為のところ、補正から、小学校指導用デジタル教科書導入業務、これのちょっとどういったものか教えていただきたいと思います。

（教育部副部長兼学務課長）教科書に準拠しておりまして、その教科書の題材であるとか、そういうものが大型黒板に映し出される。その中で重要なポイントを赤で印ができたとか、あとは漢字の書き順の練習がデジタル教科書でできるということで、教科書と連動している形で国語はありますので、デジタル教科書の導入ということで数年前から対応させていただいております。

（橋本）イメージ的に大型の黒板にそのまま教科書が映るって、そういうイメージでいいのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）算数とか社会とは違って、国語の教科書の場合はその教科書の題材、いろんな題材があると思うのですけれども、その題材がありますので、どうしてもそのタイアップしているものが必要になってくるのですけれども、それが大型黒板にソフトを入れることによって、それが映し出されていくということで、それを子どもたちに教えていくのが有効な手段というふうに考えております。

（橋本）わかりました。

その下のALT、外国語指導助手配置業務委託ですか。これから小学生も、小学校も英語を教わるということで、現在17名、これは増加しているのでしょうか。

（学校支援課長）ALTの人数につきましては、今年度ですけれども、今年度は16名。1名は、市の直接雇用ということでおりますので、合計17名ですが、来年度につきましては17名プラス市の直接雇用1名で、18名ということになります。

以上です。

（橋本）あと、その一番下のオリンピック・パラリンピック応援イベント業務委託であります。これ市として何かイベントをやる予定があるのか、ちょっとお伺いさせていただきます。

（スポーツ課長）こちらにつきましては、7月9日、東京オリンピック

の聖火リレーにあわせまして、まだ確定ではないのですけれども、駅前公園、今調整をしているところですのでけれども、そちらでイベントを市内の小中高生の出し物、または鴻巣市のPR、あとは市内事業者によるPRブースの設置を考え、イベントを計画しているところでございます。

（橋本）この聖火リレーのランナーというのは、市内の方とか、そういうのが選ばれるとか、そういうことはあるのですか。

（スポーツ課長）こちらにつきましても、現在ルートにつきまして鴻巣北本ルートが確定しているだけであって、正式発表が12月の17日予定で、どこのルート、コースを通るかというのが正式発表もされますし、まだ公表前ですので人数が何名になるかというのも正式発表はまだされておられません。ですので、こちらのほうは組織委員会のほうで決定されますので、どなたが走るというのはこちらでは一切かかわれない部分になっております。

以上です。

（橋本）それでは、13ページの歳入のほうでも歳出もあるのですけれども、こども応援課ですか。この児童健全育成対策費補助金、これは放課後児童教室のICT化というふうに聞いたのですけれども、これ具体的には出欠でしたっけ、出席簿ですか、これはどういったものなのでしょう。

（こども応援課長）放課後児童クラブのICT化に関する補助金ということございまして、実際市内の児童クラブのほうを利用のご希望を調査したのですけれども、そうしたところ3カ所の児童クラブのほうから手が挙がりまして、そちらの方たちに補助金を交付するものという形になっております。まず、1つ目の児童クラブのほうは、パソコン等の機具を増加で購入をいたしまして、児童の管理簿を作成したり、そういったことで事務の軽減を図っていきたいという話がございました。それと、残りの2つのところにつきましては、児童の入退室の管理システムのほうの導入をしたいということで、システムの開発料という形となっております。補助金の内容なのですけれども、一応1支援当たり、1支援というのは40人単位が1支援という形になりまして、1支援当たり50万円

を上限とした補助金という形となっております、補助金としまして国のほうから交付金のほうが2分の1出る予定でございます。市から4分の1、残りの4分の1は事業者が負担をするという形となっております。以上でございます。

（橋本）入退室というのは、ここで希望されて2校ですか。それ以外のクラブは、どういうふうな形で入退室の確認をしているのでしょうか。

（こども応援課長）入退室の形なのですけれども、クラブによってそれぞれかと思うのですが、こういったシステムを導入しているところもほかにもございまして、そういったところでは子どもが児童クラブに入室しますと保護者宛てに自動的にメールが今入ったと、入室したというメールが届いたりというのがございます。そのほかのところにつきましては、紙ベースですとかパソコンで入退室を管理しているという形でございます。

以上です。

（橋本）ちなみに、先ほど言った三楽さんと支援ホーム、あそこの入退室は大体どうなっているのでしょうか。

（こども応援課長）三楽さんのほうは、入退室システムのほうを既に導入しているということで伺っております。子ども支援ホームのほうもそういった入退室システムを持っているという話を聞いております。

以上です。

（橋本）15ページ、ひなちゃん子育て応援、こども応援課の午睡ベッド、これ、ここでも後でもいいのですけれども、今回入れて、全ての公立保育所に午睡ベッドが入ったということで理解してよろしいのでしょうか。

（保育課長）今回5施設入りますので、公立保育所8カ所には今年度中に整備されることになっております。

以上です。

（橋本）わかりました。

あと、21ページ、障がい福祉課の障がい者自立支援給付費、これがそうだと思うのですけれども、利用者が増加して補正を組んだということで

ありますが、これどのくらいって答えられるかわかりませんが、何人くらいふえて、なぜどんどんふえているのかというのが、もしわかれば教えていただきたいと思います。

(障がい福祉課長) 利用者ですけれども、平成30年度の実績が645人、令和元年の見込みが684人と、6%増ということを見込んでおります。この出し方なのですけれども、30年度の上半期から令和元年度の上半期の伸びを計算すると6%伸びるということですので、このような数字になってくるということです。それから、障がい福祉サービスというのはさまざまございますけれども、何が伸びているのかと申し上げますと、一番伸びているのは共同生活援助、いわゆるグループホーム、次が生活介護。生活介護というのは、自宅において排せつの手伝い、または食事の介助、そういったものをやるやつです。それから、次が重度訪問介護、介護系が2位、3位を占めまして、続いて多いのが就労系がここで入ってきます。就労移行支援と就労移行支援の継続支援のA型、どちらもこちらは社会生活復帰するに当たって、一般の会社に勤めようとする方々が訓練を行って、パソコンの訓練ですとか、そのほか農作業、そういったものもありますけれども、一般社会で通用するような常識等を勉強して社会復帰をしようという方々が学んでいるサービスでございます。それと、それに伴いまして計画相談支援、これは平たく言いますと、介護保険で言いますとケアプラン、それを立てるものと、その障がい者バージョンと申しますか、障がいの方が生活していく上でケアプランをどう立てるか。このケアプランがないとサービスというのはなかなか成立しないということですので、こういったサービスが昨今伸びてきているということがございます。

以上です。

(橋本) 先ほど6%の増を見込んで、これは例年このパーセントはふえているものですか。あと、他市町村と比べてはどうなのか、ちょっと伺いしたいと思います。

(障がい福祉課長) このサービスは、本市だけではなく、これは全国的に厚生労働省の資料、または県の資料等にもよりますけれども、全国的

に伸びてきているということがあります。本市においても障害者手帳取得者というのが年々ふえてきている状態であります。そういったことで、その手帳を持っている方々がいろんなサービス、サービス事業所も充実してきているということですので、複数のサービスを使う方、それによって社会参加、または自立、そういったことを踏まえまして伸びてきていると。それから、入院している方が地域移行、地域に戻る、地元に戻る、そういった方も必要になってきますので、そういった方も多いと。それから、親亡き後を見据えた障がい者の自立、こういったことごとでグループホームの入居、または障がい者施設に入所、そういったのがあります。それから、介護系のサービスのふえた理由としましては障がいの重篤化、それらについて介護の回数ですとか時間の増加、それらが主な原因となってきております。

以上でございます。

（橋本）福祉課、その下の老人ホーム措置事業、これ本会議でも質問があったのですけれども、これも65歳以上の身体上の何か、もうちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。この対象です。

（福祉課長）老人ホームの措置事業についての概要なのですけれども、65歳以上の者が環境上、経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な場合に養護老人ホームへ措置します。また、身体上または精神上著しい、障がいがあって常時の介護を必要とする方が居宅において介護を、そういった方が家にいて介護を受けることが困難な方は特別養護老人ホームに入所となります。今老人ホームの措置なのですけれども、高齢者の虐待等で家にいられないというような方たちを今老人ホームのほうに措置をしているのが主です。

以上です。

（橋本）これの人数なのですけれども、今回の補正では2人分の費用で、もともと6人、1億7,000万ですね、改正前の。これです。6人で1億7,000万も費用がかかっていると、そういう理解ではないのですか。どうですか。

（福祉課長）こちらに老人福祉費の数字で1億7,000万という数字が出て

いますが、これは老人福祉の敬老会事業とか、そういったもの全ての老人福祉費なので1億7,000万であって、今回のこの老人ホームの措置費については補正前が1,346万7,000円で、今回の補正額を266万4,000円というような数字になっております。

以上です。

(橋本) わかりました。

23ページの、これも午睡ベッド5カ所とは聞いたのですけれども、ちょっと私が知らなかったのかわからないのですけれども、富士見保育所が今新規の園児を募集していないってこの間ちょっと聞いたのですけれども、これはもう閉鎖するという前提でやっているのでしょうか。ちょっとそれをお聞きしたい。

(保育課長) 富士見保育所におきましては、ゼロ、1、2歳のお子さんの受け入れを今していないような状況です。一応令和3年度に廃園をすることということで、今予定されています。

以上です。

(橋本) この富士見の保育所が令和3年度になくなる。そうすると、そのかわりはどちらかに回すということですね。昔、前は馬室保育所をふやすとかいう話を聞いたことあるのですけれども、この場合はただただ、ここを閉園して、違うところに持っていくという形なのですか。

(保育課長) 富士見保育所の今入っているお子さんということでしょうか。

(橋本) それ卒業してからですよ。

(保育課長) そうです。

(橋本) その後は今と同じように、いろんなところに振り分けるということに理解してよろしいですか。

(保育課長) はい、そうです。

(橋本) いいです。やめます。

(教育部副部長兼学務課長) 済みません。先ほど橋本委員から債務負担行為のところでご質問いただきましたデジタル教科書のところでお答えした内容で、電子黒板に映してソフトを入れてというふうに申し上げて

しまったようですが、正しくは電子黒板ではなくて50インチの大型テレビにソフトを入れて学習をするというような形で、50インチの大型テレビということでご訂正のほうよろしくお願いいたします。申しわけありませんでした。

(加藤) 7ページの債務負担行為のところからお聞きしていきます。上から2段目と3段目、4段目ということで、これ放課後児童クラブの関係ですけれども、これはまだ委託料及び消費税の合計額というものの金額がここには示されていませんけれども、これはいつの時点で計上するとか、なるのでしょうか。

(こども応援課長) 現在来年度の放課後児童クラブの児童につきましては、入室希望のほうの受け付けをしております、こちらの受け付けのほうは第1次が終わって、第2次という形になっております。第3次の受け付けのほうは、1月……そちらのほうは終わり次第、人数のほうは確定いたしまして、その人数をもとに金額のほうを算定を新たにすると、お示しするという形になります。

以上です。

(加藤) では、この議会に提案というか、それを議決するわけですよね。それは、では3月のときの中で出てくるというふうに理解してよろしいですか。

(こども応援課長) 3月の議会で議案のほうで提出する予定はないのですけれども。

(加藤) ないの。

(こども応援課長) はい、ございません。

(こども未来部副部長) 恐れ入ります。債務負担行為補正の限度額の設定の考え方なのですけれども、金額がわかるものについては上限額ということで金額をずばり入れるのですけれども、この場合には入所の数の想定が難しいことから、文言で表現をさせていただいております。その金額については、次の当初予算の段階で幾らということで予算のほうを出させていただくということで、こちらの債務負担行為自体には補正は加えないという形になっております。

(加藤) 当初予算って今おっしゃいましたよね。ということは、令和2年の当初予算になるわけですから、では3月のときでいいですよ。先ほど3月にのらないって話しされている。

(こども未来部副部長) 先ほど3月には計上しないと言ったのは、この債務負担行為の補正をしないという意味で申し上げたということで、実際には当初予算の実際の委託料として、指定管理料として予算を計上させていただくということで、今積算のほうを当初予算の算定の中でやっているということです。

(加藤) それでは、今同じ債務負担行為の中なのですからけれども、先ほどはALTの人数がわかったのですよね。それと……あと一番最後の東京オリンピックの関係なのですからけれども、先ほど小学校のものをということがありましたけれども、具体的に何かわかっているものがあるのでしょうか。7月なので、まだ時間はあるかと思うのですが、漠然とただ予算的に計上したということで、余り具体的にまだ内容的にはわかっていないのですか。

(スポーツ課長) こちらにつきましては、あくまでもイベントを開催するために債務負担行為を組ませていただいたのですけれども、どうしてもこの時期、埼玉県内では3日間聖火リレーが行われます。また、その前後でも千葉県、神奈川県、茨城県、関東がこのあたりに集中してしまうために、業者のほうはどうしても4月以降ですと選定が難しくなってきたという関係もありまして、あらかじめ早目に4月前に業者を選定して、4月1日、7月9日に行われるイベントにあわせてですので、新年度予算ではなかなか難しいところもありますので、早目に業者を選定して事前に内容についても進めていきたいということで債務負担行為を組ませていただく予定でございます。

(加藤) それわかりました。

では、ちょっとその2つ上に上がりまして、すこやか運動教室なのですが、これも北新宿のオープニングのセレモニーとかって先ほど説明があったかと思うのですが、これもどんなような内容を予定されているのか、わかりましたら教えてください。

(スポーツ課長) すこやか運動教室は、これは例年行っている教室でございます。今回、現在は4カ所で運動教室を開いております。そちらのところが今回北新宿生涯学習センターでも1カ所この運動遊具を設置するために、4カ所から5カ所教室をふやす関係でございます。あわせてオープニングセレモニーを、開催を予定しております。オープニングセレモニーの内容についてというのは、また業者がある程度決まってから進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

(加藤) では次、19ページです。済みません。19ページのところの下のほうのすけれども、一番。下のほうの重度心身障がい者の医療費の補助金の助成事業の関係ですけれども、先ほども前任者の質問も出ましたが、実際485万を補正しなければならないということで、受診される方が多くなっているという実態で、このような補正が組まれたかと思うのですけれども、では今まで窓口払いだったというふうなことでの影響が、いい影響なのか悪い影響なのかってちょっと判断しにくいのですけれども、ということはやはりそれなりに病院行こうと思っても面倒くさいというか、そういうことで行かなくして終わっていたということが1つあるのと、今度は窓口払いではなくて現物支給になったということで、ちょっとの病氣的なものでもかかるようになったので、このような補正を組まなければならないって、2通りのものが出てくるのかなと思うのですけれども、どういった判断なのでしょう。

(障がい福祉課長) 今まで病院にかかれなかったということは、確かにその方にとっては自力で治したというか、行くに行けなかったということもあるでしょうけれども、今回このような4月から診療を拡大をしたということですので、障がいのある方たちにとっては非常によいことだということで捉えておりますので、このような窓口払いの廃止というのをとらせていただいた経緯がございます。

以上です。

(加藤) 窓口払いがなくなっていいと私自身ももちろん思っているのですけれども、では本当今までどんな大変な思いをされていたのかなとか、

そんなふうなことをちょっと感じましたので、ちょっとお聞きしました。では、その下のほうの在宅超重症心身障がい者の件ですけれども、今そうかといっても4カ所のみで、いろいろとこれからもふやしてほしいというふうに今話をいただいたわけなのですが、実際に超重症心身障がい者という方は何人いらっしゃるのですか。

（障がい福祉課長）現在市のほうで捉えている人数なのですけれども、鴻巣保健所から年2回、こういった医療的ケアの必要な方というのは情報提供ございまして、児童の方が20、者の方が7、27名ということを実在市のほうでは把握しております。

以上です。

（加藤）次のページ、21ページなのですけれども、老人ホームの措置事業の関係ですが、これも先ほど質問があったのですけれども、65歳以上の方で、在宅ではちょっと無理、一般的な介護保険を受けて特養に行かれるとか、申し込めるとかって、そういう方でなくて、例えば虐待などがあってとか、そういう家庭事情のある方を措置するというふうな内容になっているわけですけれども、ではこれをそういうふうに措置してほしいというか、そういう申し入れをするというのは家族があって、例えば65歳の方を虐待している家族がこういうことだからって申し出るわけではないですよ。では、誰がそういう、例えば民生委員さんがそういうものを把握したりとか何かしたときなのかなとも思うのですが、なかなかそういうおうちの方を、もうお宅の環境こうなので措置をさせてもらうということというのは、かなり話の内容は厳しいかと思うのです。その方をちゃんと措置して対応しなければいけないのはわかるのですが、その家族の方に対してのそういう理解というふうなことがどんなふうなことでの、今6人でしたっけ、いらっしゃるの。

（2人の声あり）

（加藤）6名で、2人ふえたので補正をというふうなことですけれども、どういった方での措置の仕方をされているのか。

（福祉課長）高齢者の虐待の通報が包括とか、あとは地域の方から警察とか、そういったところ、あと直接市役所に連絡が入ることがしばしば

あります。そのときに本人に確認をしたり、身体、体にあざがあったかどうかというのも確認をしながら、これは危険だということであれば、そういった措置を行っております。

以上です。

（加藤）そういうことで措置をするというのはわかるのですけれども、家族の方に対してどういう理解のもとで措置ができる環境になるのですか。なかなかやっぱり今、高齢者ではなくても、子どものことを虐待していながらも、違うとか、いいとか、そんなことやっていないとかで、結局死に至るようなそんな話もちろんありますから、措置しなければいけないことはわかるのですけれども、家族の方がそれをちゃんと理解して預けられるというふうなところまでいくのにはちょっとやっぱり大変さ、あるのかなと思うのですが。

（福祉課長）そういったときには、本人からも確認をしたり、家族にもお話をして、我々が警察とか地域の方、包括の方から虐待の疑いがあるということで我々、市のほうが伺いましたということで説明をして、そこで、いや、もう夫婦げんかだよとか、親子げんかの一つですよということになれば、そこではもう対応はしませんけれども、そこで先ほど言ったようにあざがあったりとか、生命に及ぶようになったときには、そういった危険があった場合には、ご本人が、まずご本人の同意で逃げたいというか、この家から出たいという意思が確認できれば、家族の同意はなくても、やはり生命が一番ですから、その辺は措置できることになっております。

以上です。

（加藤）そうなのですね。家族の同意がなくてもそういうことでいろいろ見た、見つけた感じというか、いろいろ調査した結果、そういう措置ができるということなのですね。わかりました。

では、次のページ、23ページです。ちょうど中ほどなのですから、先ほどの前任者の質問の中で、吹上富士見保育所が令和3年に……

（違う、違う、このの声あり）

（加藤）吹上富士見ではなくて。

(何事か声あり)

(加藤) 吹上富士見保育所でなくて、先ほどの質問、富士見保育所の話だったのでしたっけ。吹上富士見でなくて。

(違う、違う。こちらは違うの声あり)

(加藤) 富士見保育所ね。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 1 8 分)



(開議 午後 2 時 1 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(加藤) では、27ページですか、スポーツ課のところなのですけれども、施設管理の営業のあれで施設修繕料ということで、これ9月の10日の落雷で体育館の時計とか何か壊れていたというふうなことで、修理を、というふうなことでの予算ということですよ。9月10日の落雷で、11月22日にもう実施済みということなのですけれども、私ちょうど文化祭があそこ作品展をやったときに、たまたま受付係にこう言って、はっと時計、私時計持っていないくて、時計をこう見たら、あらって、どこの時計もとまっていたわけです。えっ、何なのだろうと思っていたら、結果的にこういう話だというふうなことで聞いたのですけれども、もっと早い時期に、文化祭があったりすることがわかっていながら、あれは落雷でということは時計だけの影響だけだったのですか。それで、どういうことで時計が壊れて、時間が11月まで、文化祭10月でしたっけ。それまでに間に合うような修理、修繕は可能でなかったのでしょうか。

(スポーツ課長) 加藤委員のご質問にお答えいたします。

9月10日の落雷によりということで損傷しまして、今回のこの落雷により影響を受けたのが親時計、総合体育館内の親時計が、一括集中管理をしている親時計が損傷を受けてしまった関係で、全ての時計が動かなくなってしまったと。対応的には、やはり利用者もかなりいらっしやいますので、すぐにその隣にもともとある時計を全て設置はさせていただいたのですけれども、またなぜちょっとそれまでの工期がかかってし

まったかということなのですけれども、今回のこの親時計は基盤自体がやられてしまいまして、その基盤を業者にはすぐ見積もり、または依頼をかけたところなのですけれども、基盤がなかなか搬入されるのが時間がかかってしまいまして、そこでちょっとこのような工期になってしまいました。スポーツ課としましても早急に業者依頼をかけたをお願いはしたところなのですけれども、基盤がどうしても入ってこなかったためにこのような工期になってしまいました。

以上です。

（加藤）それは、では事情はわかりました。落雷によってこの時計だけで、あとはこの体育館関係では何も影響はなかったのですか。

（スポーツ課長）基盤のところをやられた以外は特にこの落雷での損傷は受けておりません。隣の陸上競技場のほうの夜間施設のこの2カ所だけ影響を受けたということでございます。

以上です。

（織田）2点だけ質問させていただきます。

7ページの債務補正お願いいたします。外国の指導助手配置業務委託のところでもちょっとお聞きしたいのですけれども、この5,862万5,000円の内訳教えてください。17名分というのを聞いたのですけれども、17名のALTの報酬だけではなくて、多分何かほかのものも入っているのではないかと思うのですけれども、内訳がわかったら教えていただきたいのですが。

（委員長）時間がかかるようなら休憩しましょうか。どうしましょう。

（織田）もしもわかりづらいようでしたら、実は私が聞きたいのは17名にふえたので、この方たちが鴻巣市に住むわけですよ。そういった住居の手当てとか、自分で家を探して住んでいるのか、その辺の状況と、それから17名のお国柄、どこの国から来ているのか、それを聞いたかったので、内訳を教えてくださいということだったので、難しく考えずに、住居のほうどうなっているのか。それがこの今回の補正の5,800万に含まれているのかどうか、自分で探さなければいけないのか、それからどの辺の国から来ているのかということをお聞きしたかった。

(学校支援課長) まず、住居の件なのですけれども、あくまでもこの17名につきましては業務委託ということで、業者から派遣をされてくる方ですので、必ずしも鴻巣市に住んでいると限らず、県内あちらこちらに、中には鴻巣市に住んでいる方もおります。そのそれぞれの国なのですけれども、今年度につきましては例えばアメリカ、フィリピン、カナダ、オーストラリア、ジャマイカ、ルクセンブルク、パキスタン等、さまざまな国籍の方がおまして、各授業等をやっています。

(織田) そうすると、ALTの方たちがおっしゃるのは英語だけではないということですか。ほかの外国語についても教えたりしているということでしょうか。

(学校支援課長) あくまでも外国語の授業の中でということで活用を基本としておりますけれども、例えば英語以外でも、例えば総合的な学習の時間でゲストティーチャーとして活用する場合には、そのそれぞれのお国の方の言語だとか文化だとかいろんな民族衣装だとかを紹介していただくということで、英語授業以外でもいろんな活用の仕方をさせていただいております。

(織田) 私が見学したいなと思って、いまだに行けていないのですけれども、小学校から今度英語を教えるということで、小さいうちから英会話というか、本当にネイティブイングリッシュ、これ教えることはとても大事なことで、だんだんいい世の中になってきたなと思っているのですけれども、英会話だけではなくて、しかも英語に特化することなく、ほかの外国語も、その国の紹介みたいな形で授業の中に取り入れているのですか。

(学校支援課長) あくまでも外国語の授業は、英語が中心となるわけですが、それ以外でも例えば総合的な学習の時間の中で、国際的な学習の中では英語以外でもさまざまな言葉だとか文化、習慣等を学ぶ機会がございます。そういった中でALTの活用というのをさせていただいております。

(織田) 子どもたちの対応はどうですか。例えば廊下なんかでALTの先生に会ったときに、英語で挨拶ができるようになったとか、何か効果

というものは出ているのでしょうか。

(学校支援課長) 本市におきまして、英語につきましては特色ある教育活動の推進ということで数年前から、平成26年度から4年間文科省の委託を受けて川里中学校区におきましては来年度より本格実施されます英語科に向けて先行研究をしております。昨年度と今年度の2年間につきましては、教育課程の特例校ということで文科省の指定を受けまして、他を先駆けて2年間も英語教育の充実ということで取り入れて行っております。そういった研究の成果もありまして、特に小学校におきましては大変大きな成果が出ておりまして、外国語が、英語が好きだという子どもたちの数が非常にふえているとともに、先生方自身も指導力に向上が見られまして、もう既に来年度から始まるわけですけれども、もう準備はできているような状態になっております。

(織田) 何かいい経過が出てきて、大変うれしく思います。

それでは最後、1つ質問させてください。27ページなのですけれども、先ほど加藤委員のほうからも質問が出た体育館の時計の件なのですけれども、私ちょっと別のことを聞きたいなと思っていまして、これ親時計の時計に直接雷が落下したのですか。

(スポーツ課長) 済みません、そこまでちょっと。後で確認して報告させていただきます。済みません。

(織田) そうであれば、今後、結局親時計の基盤が壊れて全ての時計がとまってしまったということだったので、今後雷とか、そのための対応、例えば近くに避雷針を立てるとか、そういう対策は考えているのかなと思って、私お聞きしよう。

(スポーツ課長) 陸上競技場等のナイター設備等については、避雷針がついているにもかかわらずこのような結果にはなっておりますので、その辺については今後指定管理を通しまして確認はさせて、そのような対応をどういうふうにしていったらいいか、今後も踏まえてちょっと協議はさせていただきたいと思います。

(織田) 終わります。

(金子) 7ページ、債務負担行為のところの先ほどのオリンピック・パ

ラリンピックの関係ですけれども、287万6,000円という額でございませうけれども、今回イベント企画ということで、駅前の公園でのイベントということで準備がされているということですのでけれども、この金額はそれに見合った妥当な額なのかなと思うのですけれども、これについて、1つは業者選定ということで先ほどありましたけれども、結構業者もこれに注目をしているのかなと。それと、ほかの市町村、これが金額が大きいのか小さいのかちょっとわからないのですけれども、ほかの市に負けないくらい、それ以上に目立ってもいいかなと思ったので、そういうふうな他の市町村のちょっと状況とかも今の時点でわかる範囲で教えていただければと思います。

(スポーツ課長) まず、業者選定につきましては、やはり市内におきましてもパンジーマラソンなり市民体育祭等で行っている業者さん、やはりそれほど数多くあるわけではないのですけれども、やはりこの時期になりますと、先ほどもちょっとご説明させていただきましたとおり、関東は大体同じ月の同じ時期になってしまいますし、その辺で早目に業者選定をしておかないと、言い方はおかしいのです、とりっこになってしまって、また準備期間が短くなるという説明させていただいたのですけれども、また早目に契約、業者と契約締結しておかないと業務過多を理由に入札金額を上げられてしまうという可能性もありますので、その辺を踏まえて今回は業者数も限られているのでそのような形で。また、他市町村につきましては、これは全て今調査を行っているのですけれども、どこも予算計上の時期が本市より若干遅いため、検討中という答えをかなりいただいていますので、逆に今になって鴻巣市さんはどうなのかという問い合わせを受けている状態ですので、私どもで確認したときにはイベントをやるというのは、やる方向ではいるところがあるというところまでで、金額設定等はまだほかの市町村はしていないという、確認をしたときは状態でした。

以上です。

(金子) できれば早目ということで、承認を得られればすぐにでもやっていただければと思うのですけれども。

それと、次は23ページ、先ほど保育課のほうで保育所の保育所費、庶務事業ということで午睡ベッドのことが出されましたけれども、質問出されました。これは、これで全て公立保育所については整備されたということでございますけれども、これ数等についてはこれで十分満たされているのかどうか。聞き逃したかなと思うのですけれども、ちょっと確認したいと思います。

(保育課長) 午睡ベッドの整備なのですけれども、現在もう導入されているところが生出塚保育所、登戸保育所、川里ひまわり保育園になります。今回鴻巣保育所、馬室保育所、富士見保育所、鎌塚保育所、吹上富士見保育所の5カ所を整備する予定になっております。台数といたしましては、全員のお子さんが使えるような台数ということで、今回整備する予定の台数が午睡ベッドが500台、それと午睡ベッドを収納する台車を50台予定しております。

以上です。

(金子) 今の十分満たすだけの台数を確保できたということでありませうけれども、例えばこれ故障、壊れたりとかというのは代替とかというのは結構あるのでしょうか。

(保育課長) 代替というか、多少多目にとというか、子どもの数よりも少し多目に整備しておりますので、ただ今のところちょっと壊れているということは聞いていないのですけれども、十分対応ができるのかなと思っております。

以上です。

(金子) 隣から話があったのですけれども、布団とかというのは、これはもうあれですね。

(何事か声あり)

(金子) 持ち帰りなし。布団の状況です。

(保育課長) 保護者のお布団の持ち運びというのがなくなるということで、保護者の負担軽減を図ることになっております。ただ、シーツというのかな、シーツと、あと上にかけるタオルケットというのは今までどおりちょっとお持ちいただくことにはなるのですけれども、大きな布団

を持ち運ぶということはこのベッドを導入することによってなくなります。

以上です。

（金子） その下ですけれども、馬室と鎌塚と吹上、この中で鎌塚が非常に、馬室と吹上は大体同じというわけではないですけれども、修繕が同じですけれども、鎌塚は何でこんなに大きいのかどうか、ちょっとこれについて説明をお願いします。

（保育課長） 馬室保育所と吹上富士見保育所については、馬室保育所については押し入れの中段の棚の高さを変えるという整備だけで済むのですけれども、鎌塚保育所については押し入れに段差がありまして、その段差を解消しなくてはいけないというところで、ちょっと大きな補修、修繕になってしまっております。

以上です。

（金子） 現実からして、これだけの費用がかかるということでもよろしいわけですね。それしかないですね。でしょうか。

（保育課長） 台車を収納するに当たって、段差があるとちょっと収納ができないものですから、その段差も解消してということになりますので、最低限の修繕になっております。

以上です。

（金子） 次に、27ページですけれども、上のほう、生涯学習課の吹上北側生涯学習センター、こちら4月待たずに、2月中にオープニングということをございますけれども、これについて何かそれにかかわるものということでこの管理運営費が必要だということをございますけれども、オープニングセレモニーということで、簡単に何かセレモニー的なことをもしおやりになるのであれば、ちょっと内容を教えられる範囲で教えていただければと思います。

（生涯学習課長） 一応今計画を立てているのは、落成式という形で2月の16日に予定をしております。内容としましては、今現在は吹上生涯学習センターで大変積極的に活動している1団体と、あと児童センターがあるということで、保育所のお子さんにソーランを踊ってもらうという

ことで、アトラクションを予定しています。あとは議員さんとか、あとは地域の教育委員さん、社会教育委員さん等をお招き、あとは地元の小中学校の通常の式典を予定しております。

(金子) 4月待たずにということで、非常によろしいかなと思うのですが、寒い時期ですので、非常に寒さに気をつけてもらうような準備をしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

(生涯学習課長) 場所を多目的室を予定しておりますので、暖房も完備しておりますので、安心してできると思っております。

以上です。

(金子) 最後に、スポーツ課のところでの学校体育施設開放事業の中の委託料の広田の小学校の関係ですけれども、この照明灯がということで、これの調査委託ということでございますけれども、これにつきまして広田小学校、こういうふうな照明があるということが非常にうらやましいものもあるのですけれども、今後も使う予定があるからこれを委託して直すというふうな対応をすることであるかとは思っておりますけれども、これ本来どのくらいもう使用されていて、これからも使う予定がどのくらいなのか、ちょっとそこを教えてくださいたいと思います。

(スポーツ課長) それでは、ご質問にお答えいたします。

広田小学校には夜間照明が平成8年度に設置されて、現在23年が経過しているということで、旧川里時代に運動施設ということで設置されたような経緯が残っております。利用頻度なのでございますけれども、現在地元の少年野球及び少年サッカーチームが、平成30年度につきましては野球チームが16日間、少年サッカークラブが75日間の利用がございます。その他の利用団体としましては、鴻巣市の消防団または広田自治会連合会で盆踊りとお祭りを開催している予定で、このお祭りをするときにスイッチの入れ方がわからないということで担当職員が行ったところ、球切れがかなりあったということで、利用団体、スポーツ団体をやられる方がけが等があってはということで、早急に対応させていただいたところでございます。

(金子) 以上です。

(スポーツ課長) 済みません。先ほどの織田委員の質問で報告ということで、先ほどの落雷についてのことなのですけれども、今担当に確認をしたところ、確たるものはございませんけれども、建物に落ちて、何らかのきっかけで親時計に通電して故障の原因になったということで報告は受けております。ただ、現時点ではこのような現状までしか把握はできていないという状況でございます。申しわけありません。

(織田) ありがとうございます。では、防ぎようはないですね、対策はわかりました。

(小泉) 7ページの債務負担行為の小学校指導者用デジタル教科書の導入についてなのですけれども、今国語だけを使っているということだったのですけれども、ほかの教科については使う予定とかというのはあるものでしょうか。

(教育部副部長兼学務課長) 国語のほかに今度導入するに当たっては小学校の5、6年生の外国語を考えております。今までは教科ではなかったものですから、教材の中で何かソフトと一緒にパッケージングというかありましたので、それを使っていたのですが、今回もう教科書ということになりまして、新たにそういうものがついていませんので、それを購入して活用すると。ほとんど今までも外国語の学習はしていたのですが、もうかなりの頻度でそのソフトを使っていたので、やはりそれを購入したほうがいだろうということで考えております。

(小泉) それでは、あと13ページの児童健全育成対策費補助金のところでICT化ということだったのですけれども、パソコンを使って児童の入退室管理ということだったのですけれども、児童がインターネットに触れるようなためのパソコンとかというのはあるのでしょうか。

(こども応援課長) 現在児童がインターネットとかで操作できるパソコンを設置しているという話は聞いておりません。また、現場を見たときもそういったものはございませんでした。

以上です。

(小泉) これからICT化によってパソコンに触れるとか、インターネットとか触れるような機会を放課後児童クラブに対してパソコンを設置

する予定とかというのはあるのでしょうか。

（こども応援課長）今回の補助金の目的が職員の事業、仕事の効率化ということが目的でございまして、児童に対するそうしたインターネットを見られるような環境を構築するということは現在のところは考えておりません。

以上です。

（小泉）それでは、最後の質問なのですけれども、先ほど広田小の27ページ、広田小の夜間照明についてなのですけれども、利用頻度ということとをさっき答弁いただいたのですけれども、今現状でほかの小中学校でそういう照明はあるのでしょうか。あとこれから、ないのであればこれから、行く行くそういう照明をつける計画とかというのはあるのかどうかを最後質問させてもらえればと思います。

（スポーツ課長）ご質問にお答えいたします。

先ほど広田小学校の夜間照明、平成8年度に設置ということで、23年ということでご説明させていただきました。唯一市内の小中学校で照明が設置されている学校となります。なぜかといいますと、合併前の川里町ではまちのグラウンドというものがほかになく、まちのグラウンドとしての位置づけということで夜間照明設備が設置されておりました、本市におきましては唯一夜間照明が設置されている学校となっております。また、今後についてということなのですけれども、今のところそのような要望等が他の施設等で夜間照明施設ございますので、そちらのほうで対応をとということで、今のところそのような新たな考えというのは現在では持っておりません。

以上です。

（諏訪）21ページです。一番下のこども応援課で新たに吹上小の通学地域に学童クラブの新設があるということなのですが、民設民営でということによろしいわけですよ。民設民営で事業者と、あとは設置場所がもう決まっているのでしたら教えていただきたいと思います。

（こども応援課長）民設民営の放課後児童クラブの設置場所なのですけれども、こちら現在吹上中学校の区域ということで、校庭の端のほうに

児童クラブ、吹上小学校の吹上放課後児童クラブがあります。そこから道を挟みまして駅、JRの線側のほうに数十メートル行ったところに、左側に新たに設置をするということで考えております。それと、運営団体なのですけれども、運営団体につきましても現在指定管理をお願いしております、はばたきさんという、正式名称が……少々お待ちください。済みません。特定非営利活動法人児童支援の会ははばたきが運営するという形になっております。

以上です。

（諏訪）何名の規模で予定されていますか。

（こども応援課長）現在30名を予定しているということで伺っております。

（諏訪）吹上小の子どもたちだけの受け入れと思ってよろしいでしょうか。

（こども応援課長）吹上小学校の児童を受け入れたいということで聞いております。

以上です。

（加藤）済みません。チェックしておいたのに私もここ忘れしました。今重立った内容を聞いていただいたのなのですけれども、これというのはいつごろから、前からもう子ども、児童数、クラブの子どもたちが多くて大変だという話は聞いていて、何とかしなければとか、してほしいみたいなことは前から聞いていたのですが、いつごろからこういう民設民営でという話が出てきたのですか。

（こども応援課長）今年度入ってからはばたきさんのほうからお話を伺いまして、いろいろ打ち合わせをして、結果、来年度に間に合いそうだということで、吹上小学校のほうは児童数の増加も見込まれることから、ぜひお願いしたいということで話を進めてきたということでございます。

（加藤）もう来年度の4月から運営できるというふうな内容になるわけですね。

（こども応援課長）令和2年の4月を開設ということで、現在準備を進

めております。

（加藤）小谷小学校のときも、小谷小学校ではなくて、小谷学童、放課後児童クラブのときも市からの援助とかいろいろあったわけですがけれども、ここに載っているこの補正額だけで、これから民設でまずは始められるということになるのですか、補助額として。

（こども応援課長）金額なのですがけれども、実は他施設のほうは個人の方がお貸しするという形になっておりまして、その施設の整備のほうはご自分でやられるという話を伺っております。施設の整備のほうは、そういったことで補助金は必要ないということでございまして、それで市からできる国の基準で市から補助できるというものがこちらの100万円までの備品の代金、それと開設準備費用として礼金と、前月分の家賃ということですので、3月分の家賃となります。そちらのほうが25万円と100万円相当の備品の金額を今回補助するという形となっております。

（加藤）ちょっと聞き逃したのかなと思うのですがけれども、その土地は本当に吹上の1等地だって大したことないのかなとは思いますが、駅の最寄りですよね。そういったことでかなり土地価格もそれなりだと思うのですがけれども、土地も今借りるとおっしゃったのでしたっけ。買うのでしたっけ。借りる、借りられるということなのですか。

（こども応援課長）土地、建物を含めた賃貸借料という形になります。

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありますか。

（諏訪）一般会計補正予算、議案の121号に反対をいたします。

重度心身障がい者の医療費の現物支給が始まって、人数がふえている。今まで少し受診を控えていた方や償還払いの手続をちょっと怠った方なんかはふえたのかなと思います。とても長く求められて、運動してきた成果だと思いますのでこの点は評価します。ただ、2点指摘をさせていただきます。放課後児童クラブ8カ所の債務負担行為の追加の補正と、それと母子健診事業のマイナンバーの仕組み、そのシステム改修の委託料139万3,000円が含まれている。この2点を指摘いたしまして、反対と

します。

以上です。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第121号 令和元年度鴻巣市一般会計補正予算(第7号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたします。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後2時52分)